

## はしがき

2017年秋、中国共産党第19回党大会が挙行され、習近平総書記の2期目がスタートした。新しい政治局常務委員7人の顔ぶれは、習近平が強固な権力基盤を確立したことを内外に示したが、それゆえに、今後の政治・経済における取組の結果責任は、ひとえに彼の双肩にかかってくる。

習近平が掲げる2つの百年目標<sup>1</sup>のうちの一つは2021年に「小康社会」を実現することである。それを裏付ける最も権威ある数的根拠が前年の2020年に終了する第13次5カ年計画の結果である事は自明の理で、これが目標とかけ離れれば、その責任は免れない。それゆえに、ここ数年、習近平政権は貧困撲滅にあらゆる政策を動員し、真正面からこれに取り組んでその成果を刻々と報じているが、状況は必ずしも楽観的とは言えない。

総じて5カ年計画は3年目での達成状況が重要になる。次の5カ年計画の策定は、基本的には実施中の5カ年計画の3年目までの実績を土台に枠組み作りを始める。4年目の春の全人代が終了した後の4月ごろ、草案を作るチームがスタートし、3年目までの実績を土台に、一方で4年目の四半期ごと月ごとの推移を眺めつつ、計画を練り上げていく。

今年(2018年)はまさしく第13次5カ年計画の3年目に当たる。次の5カ年計画立案の土台となる数字が必要であり、ここで順調な数字が得られなければ、急遽、政策の根本的な見直しに取り組まざるをえず、相応の混乱は避けられない。もしその結果、2021年の目標を達成できなければ、翌年の党大会への影響は必至となる。なぜなら、2017年の大会で、習近平は従来のパターンと異なり、総書記・首相の後継者となるべき「プリンス」、例えば胡春華や陳敏爾を政治局常務委員に選出しなかった。それゆえ、従来の総書記2期制や68歳定年といった規定あるいは慣行に囚われない人事を画策しているのでは、との憶測が広がっているが、“転型昇級”「モデルチェンジ」、  
“新常态”「ニューノーマル」といった言葉で表現される産業構造改革へ転換する重大な踊り場には難問が山積しており、加えて、アメリカのトランプ政権誕生による国際政治と経済の不確実性も重くのしかかっている。

昨年秋の党大会を乗り切るため、習近平政権は一定の経済成長率保持を最優先した。そのため従来の公共投資への依存から未だ脱却しきれず、また、金融の安定を最優先にしたことで人民

---

<sup>1</sup> 中国共産党結党100周年の2021年に「小康社会」を実現、建国100周年の2049年に「社会主義現代化強国」を完成させる、という目標。

元国際化も大幅に後退したが、2018年という年は、次への発展を担保するためにも、国有企業改革も含めて肉を切らせる改革を避けるわけにはいかない。

ただ、こういった改革はともすれば景気に影響を与え、国民の士気にも影響する。習近平は2012年総書記就任後、経済改革を訴える一方で、国民を鼓舞する“中国夢”(チャイニーズ・ドリーム)をスローガンに掲げた。これを上記の側面からだけ見れば、一時的なキャンペーンとも見える。検証すべきは“中国夢”の背景にある習近平の思想であり、これを矮小化してみることは、中国の今後の発展を見る上で大きなマイナスになりかねない。中国とその社会がどう変貌しつつあるのか、その根底と背景、抱える問題点を探る。

三瀧 正道

# 中国経済社会の二重構造仮説

陳 玉雄

## はじめに

2000年代初めのことだと思いますが、筆者が吸った1本のタバコは本稿を執筆するきっかけとなった。勉学とアルバイトに励む日本での生活によく慣れた筆者が、故郷に帰り家族と団らんし、古い友人に会い、故郷の料理・タバコを楽しんでいた。まさに筆者が身も心も愉しむその時、実家が近く小学校の時から親しい友人に「お前は何を吸ってるのか」と一喝された。20数年の付き合いで初めて怒られた筆者は何があったかと思ううちに、「これは民工<sup>2</sup>が吸うものだ。タバコを欲しいならいくらでもあげるよ」と友人は続いた。実際に翌日、友人からその自宅にある一箱50元以上もする「中華」ブランドのタバコが2カッソン届けられた。筆者が吸っていたタバコは、一箱7元ぐらいする地元ブランドの「七匹狼」であったが、当時地元の中国式ファースト・フードではご飯1杯、野菜1皿、肉或いは魚1皿、スープ1杯(量が多いので、ご飯と野菜だけなら2円で済む人もいる)で5元という物価を考えると、決して安いものではなかった。その友人は、専門学校に入学するまで農民戸籍だったが、必死の努力でようやく専門学校に合格し都市戸籍を手にした上、地元の「国家幹部」になった。農民出身で親と兄弟たちがいまだに農民戸籍である彼は、出身の農民よりある意味では上のランクにある「農民工」を見下ろすわけである。このことは、これまで考えなくてはならないほど、筆者にとってあまりにも大きな衝撃となった。友人を一時期蔑視するようになったが、地方のエリート階層に身を置く彼のことをその後理解できた。この理解は、中国社会がエリート階層と非エリート階層に二分された二重構造の考えからくるものである。

また、近年人手不足問題と就職難問題の共存も、社会の二重構造から考えると理解できる。すなわち、経済発展に伴って現場労働者が不足し人件費が急上昇する一方、大卒者が就職難で卒業しても大学周辺の安いアパートをシェアする「アリ族」が話題となっている。政府による統一配属制が廃止されたが、二重社会構造の下で大卒者がエリートを目指し、非エリートの現場労働者になりたくないのは自然であろう。

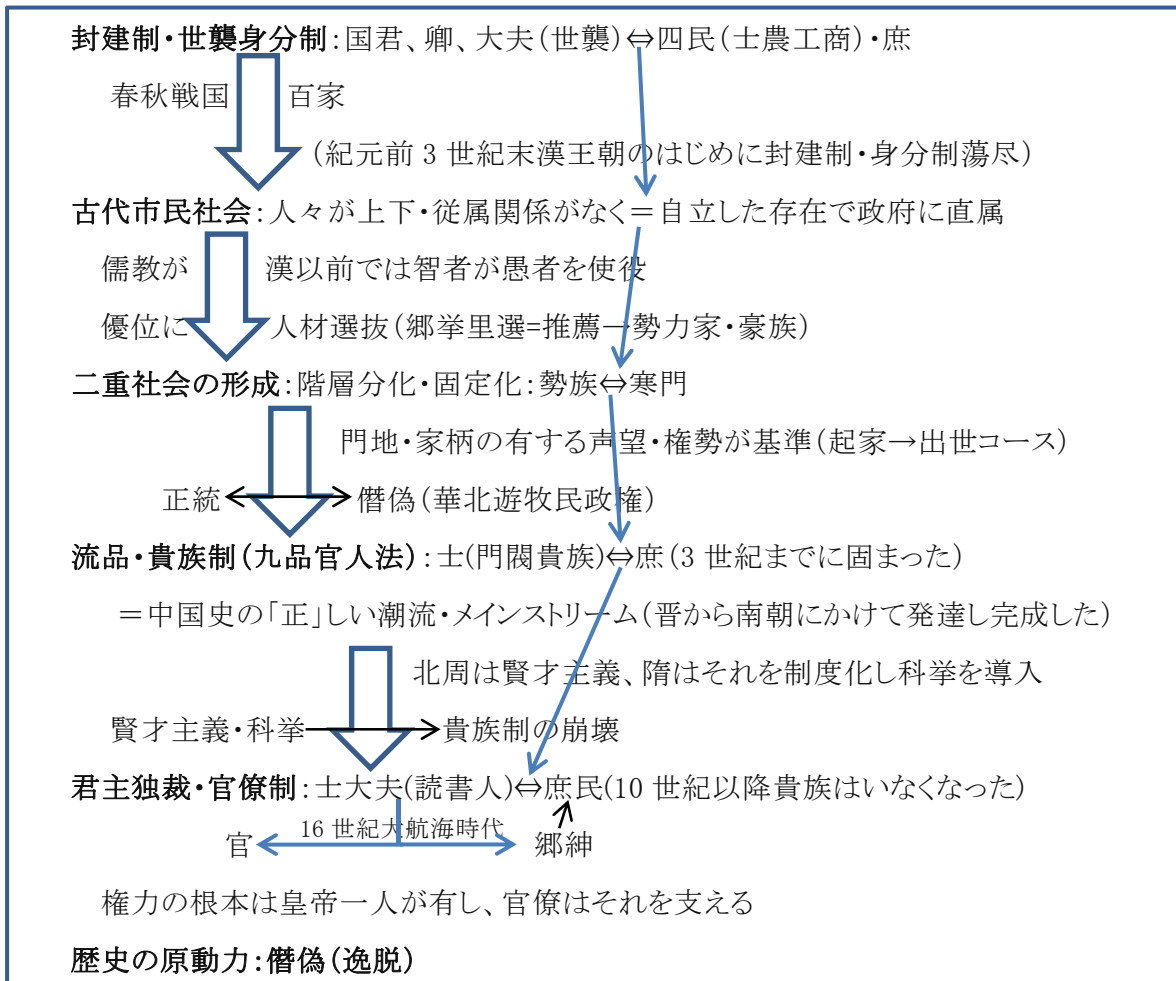
---

<sup>2</sup> 「民工」は、農民の戸籍・身分のまま工場あるいは建設現場などで一時的に雇われる出稼ぎ労働者を指す。日本では「農民工」に訳されている。1980年代前半に高校を通った筆者は、高校の政治教科書の冒頭に「工人(労働者)階級が共和国のリーダー階級であり、農民を連合し、共産党が代表して無産階級専制を実施する」と書かれていたことを覚えている。後述のように、実際にも農民が「工人」を中心とする都市戸籍を取るのには計画経済期にはほぼ不可能だし、その後も大学・専門学校進学などまれなケースを除き、不可能に近いものであった。「農民工」は、一時的であれ「工人」に一歩近づき、また都市で生活し不動産購入などを条件付きで都市戸籍の取得条件も一部緩和された。

# 1. 二重社会構造の歴史

このようにエリートと非エリートに二分した中国社会の二重構造は、いつどのようにできあがたのだろうか。以下は岡本隆司著『中国の論理』(中公新書 2016)に依拠しながら、二重構造社会の歴史を概観する。

図1 中国社会における二重構造の変遷



出所) 岡本隆司(2016)『中国の論理』中公新書に基づき、筆者作成

① 封建制・世襲身分制

「西暦紀元前 3 世紀まで封建的な身分制が行われていたとされる」(同書 60 頁)。  
 国君も卿も大夫も世襲であった。

② 「古代市民社会」

実力競争社会の春秋・戦国時代を経て、紀元前 3 世紀末の秦の天下統一から漢王朝のはじめにかけて、「古代市民社会」は確立した。「人々が上下の差別、従属の関係がなく、個別に自立した存在として各々政府当局に直属していた…『士』も、『庶』

と変わらない存在であり、『四民』の筆頭という位置づけ」（同書 62 頁）であった。

### ③ 二重社会の形成

漢の 400 年間の安定政権を通じ、次第に格差が広がり、社会は少数の豪族と大多数の零落者に分かれた。統治の必要性から、人材の選抜の過程で知名度の高い、勢力ある一族の子弟が選ばれ、「次第に特定の勢力家・豪族が、政府の要職を独占するような風潮が生まれ、定着してきた」。この中で、力の有無大小だけではなく、一家・一族単位の貴賤という価値基準が重要になり、「勢族」対「寒門」（下級の官職しか就けない門地）の構図が出来上がった。このような上下の秩序、さらには「勢族」の礼儀の維持に倫理的・理論的な便宜を図ったのは儒教であった。その「趨勢は西暦の 3 世紀までに、ほぼ定まって不可逆になった」（同書 63～64 頁）。

### ④ 「九品官人法」：流品・貴族制

社会の分化を固定化したのは「九品官人法」であった。「後漢の献帝が魏の曹丕に帝位を譲る直前に始まった官吏登用法である。著名な科挙制度ができるまで、四百年の長きにわたっておこなわれた。…官職を上下九つのランクに分け、才能・資格に応じて、各人にその割り当てる方法である」（同書 65 頁）。そのポイントは名望・勢力に基づき推薦される「起家」（初任官職）であり、それによっておおむね出世コースが決まる仕組みになっていた。その結果、門地・家柄の有する声望・権勢が基準とする『流品』が発達し、高貴な門閥は自分たちこそエリート、即ち『士』だと称するようになった。…やがて官制も改革されて、『寒門』に割り振られる下層の官職も消滅してしまい、つまり高貴な門閥の『士』しか、任官できなくなる。『寒門』の人々は、一般の民衆とまとめて「庶」の категория に押し込められた」（同書 66～67 頁）。このように、差別的な「流品」、治める者の「士」対治められる者の「庶」の統属関係は、「正統」の統一王朝・南方政権対「僭偽」（逸脱）の夷・遊牧民政権の華夷関係と共に、中国史のメインストリームとして定着した。「実際の史実をたどるかぎり、歴史の原動力はむしろ、この逸脱の方に存在した」（同書 68 頁）。

### ⑤ 君主独裁・官僚制

このような「正統」を守り切った南朝に対して、戦乱の地華北にある北朝は現実に対応し「賢才主義」を取らざるを得なかった。そのうち最も弱小だった北周政権は、周の時代に立ち戻るといふ復古理念を掲げ、「流品」を否定し華北の東半分を支配した北齊政権を併合した。北周の「賢才主義」が隋に受け継がれ、科挙として制度化され、さらに「唐一代を通じて、ようやく社会全体が門地の高下より個々の人材を重んじる観念に変化した」（同書 77 頁）。科挙が図るのは、専門知識・行政能力・政治手腕ではなく、皇帝に対する「忠」の考えを含む儒教経典に記す教義を身につけ礼儀を表現できることである。士の地位の源泉は、皇帝と科挙からくるものとなったため、皇帝の絶対的な権威が確立した。しかし、『流品』という社会通念と『士』『庶』の懸隔という社会構造は、根強く存続していた。むしろ科挙が門地にかかわ

て、従来の『流品』を強固に裏付けた」(同書 80 頁)。科挙に「合格さえすれば、本人の富貴が保証されるのはもとより、その一族・関係者にもその余沢がおよぶ」(同書 80 頁)。その余沢とは、租税、徭役、場合によって刑罰も免除されることを指す。そのため、「優秀な(筆者注:暗記能力が高い)子弟が一人でもいれば、科挙を受けさせるために、周辺の人々はこぞって、投資援助を惜しまない」(同書 82 頁)。また、一旦合格すれば、周辺の人々はもともと関係がなくてもその関係者に成ろうとし、場合によって自らの財産を寄進し、その使用人になる。このように、「庶」が「士」を利用した結果、「地域の社会がこぞって、科挙の制度と『士』と『庶』の階層を固定化させてゆく」(同書 83 頁)のである。

即ち、紀元前 3 世紀には既に世襲の身分制があったが、春秋・戦国時代を経て、秦・漢代に政府に直属する「市民」社会が形成された。その後、漢代の長期安定の中で庶民を管理する「官」が「勢族」と「寒門」に分化されたが、やがて官制改革で下級官職がなくなり、「寒門」が「庶」に押し込められ、治める者の「士」対治められる者の「庶」の構図が形成された。しかし、その後戦乱が続き、門地より現実的な「賢才主義」を取る北周が北方を、それを承継した隋が全国を統一し、唐が隆昌を極めた。この「賢才主義」は、科挙に制度化され、清まで続いた。この中で、マクロ的に歴史の進歩をもたらすのは「正統」というよりも「僭偽」だし、ミクロ的に個人にとってその出世コースをおおむね決定する「起家」(初任官職)が重要な意味を有したのである。冒頭に述べた大学卒業者が「アリ族」になっても、現場作業員として就職したくないのは、これに似たような仕組みが存在するためだと考えられる。実際には、程度の差があるが、公務員は「級別制」(階級制。現在 18 階級があるが、それぞれ正職と副職があり、副職を除くと「九品官人法」と同じ 9 階級になる)の下で、「起家」と似たように最初に付くポストがその人の出世コースをおおむね決める仕組みになっている。企業に就職しても、一旦「職工」になると、「幹部」のポストに就くのはなかなか難しい。筆者が 1989 年中国の師範大学を卒業した時、友人から「吃苦中苦, 难为人上人; 此生不得志, 还望来生遂」(苦勞の中の苦勞を重ねてきたのにもかかわらず、人の上に立つ人になるのは難しい; この世願いどおりにならないため、また来世願い通りになるように望む)という卒業メッセージをもらった。半分遊びの気分で、半分官僚になれない愚痴が込められたが、中国社会の主流思想を見事に表していた。

## 2. 階層間のつながり

このように、「流品」、「門閥」に代わって、科挙は人材を選抜し政権の統治能力を高める一方、その仕組みの恩恵を受けるため一族を挙げて受験応援するため、政権と「人材」、各地方の勢力

族、さらには地方全体とのつながりを強固にした。その結果、「士」と「庶」という二重構造が以前に増して確固たるものになり、隋代から1300年も続いたのである。しかし、このように長い歴史の中で再構築された二重構造社会は、決して断絶したものではない。個々人の所属階層が「流品」（門閥）のように生まれつきのものではなく、後天的に形成される側面が強く、階層間に下記の3つのつながりのルートがある。即ち、①科挙の合格を通じて「庶」の「士」への上昇、②「士」の分化における「士」の一部による「庶」への降下、③人情に基づくネットワークによる双方向のつながり、の3つである。

①科挙の合格を通じて「庶」の「士」への上昇については、多くの文献で確認されるように個人としての「庶」に「士」への登竜門になるだけではなく、その一族にも特権をもたらす仕組みとなっていた。一族に一人でも科挙の合格者がいれば、租税・徭役の免除などの特権も受けられただけではなく、一族の権勢にもつながる<sup>3</sup>。もちろん、これほど恩恵を受けられるから、過酷な受験競争になるのは想像もでき、暗記を中心とする受験者の才覚だけではなく、かなりの経済力も必要になったのである。そのため、過去に合格者が居た地方の「書香門第」（文人の家）或いは財を成した商人・地主たちは、一族を挙げて子弟の受験を応援した。ここ10数年南中国を中心に中国各地に再建された一族の先祖を祀る祠堂に、その面影を見ることができる。筆者は、2月末に広東省広州市の沙湾古鎮と仏山祖廟博物館などを訪問した時、数面の壁に掲げられた木の「状元榜」（歴代「状元」になった地元出身者のリストとその生涯・功績の紹介）、「高考優秀学子」（大学入試成績優秀者リスト）に圧倒された。特に高校生たちの健闘ぶりを読むと、1980年代半ば大学に合格した高校同期の親がパーティーを開き村人たちを招待してお祝いしてくれたこと、1980年代末に10数年続けて大学受験をした高校の先輩のことを思い出した。隣の県にある村出身の大学同期の話によると、村出身の大学生に祝い費用、大学に行く交通費、生活費等を支給するだけではなく、その親にも生活費も支給していた。当時、農民の子弟は都市戸籍の「市民」と結婚しても農民戸籍のまま、その子も農民戸籍に押し込まれていた。「農

---

<sup>3</sup> 中国語で「一人得道、鶏犬昇天」（原意：一人が修行を通じて道を悟り仙人になると、家族だけではなく、家中のニワトリも犬も天に昇る）と言う。18世紀呉敬梓著『儒林外史』に貧乏な書生範進さんが「挙人」になった前後に周りの人の態度が激変した物語がある。科挙は、時間と共にその仕組みが複雑になる傾向があるが、本試験が基本的に「郷試（省試）」、「会試」と「殿試」の三段階になる。後述の「状元」は最終段階の「殿試」でトップの成績を収めた受験者を指し、一般的にその後中央政府での高級官職に着く。範進さんは、54歳にしてようやく本試験の受験資格である「秀才」になったが、「省試」に行く費用を借りに行ったが、義父に罵倒され貸してもらえなかった。家族に内緒して何とか本試験の第一段階である「省試」を受けることができたが、合格の報を受け興奮したあまり気が狂った。何とか回復してから、周りからこれまでになかった敬意が払われただけではなく、裕福な「挙人」から金銭、更には高級住宅まで贈呈された。

民」が都市戸籍を取得する唯一の方法は、大学に合格することであった。大学に合格したら、入学手続きの一環として戸籍を大学（都市戸籍）に移すことができる。また、在学中医療費などが100%免除され、手取りの初任給の約4分の1（基本給の約半分）ほどの生活費をもらっていた。1990年代前半までは大学或いは専門学校に入学さえすれば、卒業して公務員などに配属してもらい一生の安泰な生活が保障されることになる。しかし、その後大学の進学率が上昇し続け、大卒業生は既にエリートを意味すると言えなくなった。ひと昔の大学のこのような役割を果たすのは大学院であり、結果的に大学院への高い進学率をもたらしたと考えられる。

②「士」の一部による「庶」への下降は、「科挙」に合格した「士」が任官せず、地元に戻り「郷紳」になることを指す。「無能で権力をふるうだけの『官』に背を向け、庶民に近づき、親しもうとする向きもあった。地域に根を張り、在地に勢力を持ったこうした士大夫…を中心とする地域社会の勢力が、増大してきたのである。かくて『士』の階層は、『官』の方向と『庶』の方向に分化した。これは明代中国の経済発展で『士』『庶』の貧富の格差が広がり、両者の懸隔がますます拡大したことに応じた現象でもある。『士』『庶』の全体的な枠組と差別・隔絶は定着しながらも、たがいの関係はむしろ多元的・多層的になってきた。この形成は17世紀の清朝以降も継続する。清朝は基層社会に手を触れない統治だったので、むしろ以上の『官』『士』『庶』の関係は、安定して以後も変らなかった」（岡本2016、89～90頁）。即ち、従来の「士＝統治者の官」対「庶＝非統治者の民」という二重構造社会には、在地のリーダーでありながら政権・官と連絡を取れる「郷紳」が「士」から分化して、「庶」の中に入り込んだのである。

③ネットワークによる双方向のつながりについては、このような「郷紳」による地域社会と官界とのつながりと、「士」の官僚組織に対して「庶」における個人間ネットワークの2つを中心に考える。中国人社会などはソーシャル・キャピタルが蓄積されない「低信頼社会」であるため、伝統的にファミリー・ビジネスが支配的であり、巨大な民間企業が生まれず、とされている（フクヤマ1996、69～73頁）は。これに対して、筆者は中国人社会に異なるソーシャル・キャピタルが蓄積されると考える。バーンズ（2006、5～7頁）は、ノルウェー西部のブレムネス（Bremnes）の社会システムには3つの異なる領域或いは場があると分析した。第1は地域性に基つき社会的な場であり、ヒエラルヒー的な組織体をなしている。第2は産業システムによって生み出された場であり、機能的な意味で相互に結合しているが、内部的には指揮系統の序列に従って組織化されている。第3は社会的な場であり、組織単位も境界線もなく、友人関係や知人関係の紐帯で構成されている。



第1の場に「集団型」、「組織型」或いは「普遍型」ソーシャル・キャピタル（以下「集団型 SC」という）、第3の場に「ネットワーク型」ソーシャル・キャピタル（以下「ネットワーク型 SC」という）、第2の場に「中間型」ソーシャル・キャピタルがそれぞれ蓄積されると考えられる。集団型 SC はフクヤマ（1996）の言う組織、コミュニティ或いは社会の全体に行き渡る「信頼」であるのに対して、中国人社会に蓄積されたソーシャル・キャピタルはネットワーク型であり、組織、コミュニティ或いは社会の一部にしか共有されない（陳 2010、218～222 頁、238～244 頁）。ネットワーク型 SC は、範囲が狭い反面、個体と個体とのつながりが強いとも考えられる。中国人社会におけるこのようなソーシャル・キャピタルは、どのように形成・蓄積されたのか。これについて、李（2017、61 頁）は、「伝統中国においても再分配メカニズムは十分に発達してなかった。『天高く皇帝遠し』として表現される王権のあり方、そして『家産均分』に象徴される、細分化・個化指向の伝統的家制度は再分配メカニズムの発展を妨げたと言える。このような状況下で互酬メカニズムが発展するのは当然と言えよう。個単位の親族間で、さらには親族を超えて他者との間で互酬的交換を行うには信頼が必要となるが、その信頼関係の構築・維持において自発的助け合いの契機とされる同情としての人情が導入されることは自然な現象と言えよう」と指摘している。即ち、ポランニーの言う「再分配」の必要性から互酬メカニズムと信頼、本研究の言うソーシャル・キャピタルが形成・蓄積されたのである。これからの課題とするが、二重構造社会において、「士」「官」は皇帝を中心とする権力を梃に組織化されるのに対して、「庶」「民」は組織化が認められず、生存のため個体と個体とのネットワークに頼らざるを得ないと考えられる。

### 3. 国家資本主義か大衆資本主義か

近年中国の経済システムの性質について、国家資本主義と大衆資本主義の二つの意見に分かれている<sup>4</sup>。その日本における代表的著作は、それぞれ 2013 年に出版された『21 世紀の中国経済篇：国家資本主義の光と影』（加藤弘之、渡邊真理子、大橋英夫 著、朝日新聞出版社）と『チャイニーズ・ドリーム——大衆資本主義が世界を変える』（丸川知雄 著、ちくま新書）だとされている。

---

<sup>4</sup> 中国の経済システムは資本主義であるかどうかについては、全く議論の余地がないとは言えない。しかし、個別のケースを除き、国有企業などによる市場参入は基本的に資本の論理で行われるため、この意味では中国の経済システムは資本主義的であると言える。

「国家資本主義説」を主張する加藤ほか(2013)は、「政府が強権を持ち、国有経済が大きなウェイトを占める経済システムを国家資本主義と呼ぶなら、21世紀の中国の高度成長は国家資本主義のもとで成し遂げられたということになる」と出張している(同書、4頁)。また、国家資本主義を「資本主義の一形態であり、国家(政府・党・国有企業)が強力な権限を持ち、市場を巧みに利用しながらその影響力を拡大する新興経済国の経済システム」(同書 16 頁)だと定義している。即ち、国家が、強力な権限と大きなウェイトを占める国有企業を武器に、市場を利用しコントロールする資本主義経済である。また、中国モデル即ち中国国家資本主義の特徴として、以下の4つを挙げた。①さまざまなレベルで自由市場資本主義を上回るような激しい市場競争が存在すること、②国有経済のウェイトが高い混合経済(国有と民有の並存)が存在すること、③中国独自の中央—地方関係のもとで、地方政府間では疑似的な市場競争に似た成長競争が観察されること、④官僚・党支配層がある種の利益集団を形成していること(同書 18~32 頁)、である。これらを総合すると、普通の民間企業だけではなく、国有企業も市場に大きなウェイトを占め、地方政府も官僚・党支配層も利益集団として市場に「参入」してきた結果、入り混じった激しい競争となり、さらに政府が強権をもって介入するのは中国における国家資本主義である。ひとことで言うと、政府強権の下での入り混じった競争である。国家は、地方政府や官僚・党支配層を動員し、国有経済のウェイトを維持しながら民間企業を利用したとも捉えることができる。

これに対して、「大衆資本主義説」の丸川(2013)は、「大衆資本主義」を、金融資産や人的資本を一般の国民に比べてきわだって多く所有しているとはいいがたい人々が起業して資本家を目指すプロセスが同時かつ大量に起きる現象である」(同書、222 頁)と定義している。また、「大衆でも資本家になれるという意味で大衆資本主義と名付けたい」(丸川 2014、172 頁)、「本書で取り上げたのはより限定された範囲、すなわち一つの産業において大衆資本家の大量参入が起きた現象である」(丸川 2013、222 頁)と強調している。即ち、丸川(2013)と丸川(2014)は、大衆資本家の経済活動、または一部の産業・地域の発展を取り上げ、中国経済の一部あるいは一側面としての性格を示したのであり、中国の資本主義経済全体の性質を決め付けたものではない。さらに、中国の大衆資本主義の特徴として、「誰かが設計したというわけでもないのに、大衆資本主義のなかでの役割分担が起きて、既存の企業の事業活動がより円滑に遂行でき、且つ新しい企業も参入しやすくなるような生態系が形成されるという展開の速さ」(丸川 2013、233 頁)を挙げた。最後に、日本企業との対比での中国の大衆資本主義(民営企業)の特徴を、経営のスピード感には優れているが、事業の持続性を重視しないこと、日本企業の経験重視に対して中国企業は戦略が先行することを挙げ、中国の大衆資本家たちが不足している経験と技術を日本企業が持っており、大

衆資本主義の発展が日本企業のビジネスチャンスになりうると結論している(丸川 2013、234～236)。

上述の2冊の代表的な著作は、共に刺激的なタイトルで注目を集めているが、必ずしも真正面から論争しているとは言えない。丸川(2014)は、「巨大な国有企業がいっぱいあって、国家が経済に深く関与し、国益の追求のために経済を操作している、というのがイアン・ブレマーらのいう『国家資本主義』です。中国は共産党一党独裁で国家の関与が強い市場経済だということは間違いありません」と、おおむね加藤ほか(2013)のいう中国経済における「国家資本主義」的な特徴を認めている。彼が賛成できないのは、「中国の経済成長というのはしょせん国家が作り上げたものにすぎない、というニュアンスで『中国は国家資本主義だ』という主張である(同書181頁)。即ち、加藤ほか(2013)のいう「国家資本主義」の性格を認めながらも、「大衆資本主義」の力を無視できないと提起したのである。この意味で、「国家資本主義」という「正統」を認めながらも、「大衆資本主義」という「僭偽」による「歴史を動かす原動力」を主張したと言えよう。

これに対して、加藤ほか(2013)は、「中国が『中所得国の罌』に陥る恐れを現実のものとしているわけだが、それは同時に、国家資本主義を維持したままで、中国が成長を維持させるのが難しくなっている(同書246～247)と指摘した。また、「国家資本主義」がもたらした歪みや矛盾として、「弱者の収奪、環境の破壊、…汚職・腐敗の蔓延、所得格差の拡大による大衆の不満が増大している(同書246頁)を指摘し、その解決策として「短期的には、所得再配分政策の実施、地方財政の健全化のための施策、民営企業の振興策などを行えば、一定の成長率を維持し、大衆の不満を抑え、国家資本主義は延命できるかもしれない。…矛盾は深刻であり…中国は早晩、国家資本主義からの決別を余儀なくされるだろう」と強調している(同書247頁)。即ち「国家資本主義」はあくまでも中国経済の現段階に残存された性格であり、「『官』主導から『民』主導の政治経済システム」、即ち丸川が重視した「大衆資本主義」という「僭偽」による「歴史を動かす原動力」を求めたのである。

このように、「国家資本主義」と「大衆資本主義」は、中国における資本主義経済の2つの側面であり、矛盾したものとは言えない。「改革開放」以降「国家資本主義」という「正統」の維持を目的にしながら、「大衆資本主義」という「僭偽」を、政府が受け入れ、利用したと考えられる。一方、「大衆資本主義」は政府の容認を活用し、急速に力をつけるようになったのである。これは、コース(2013)のいう中国経済の周縁部に起きた意図せざる「辺境革命」(マージナル・レボリューション)であり、筆者がかねてから主張している「下からの変革」或いは「伝統的な市場の復活」でもある。なお、中国経済の成功は「計画経済」から「市場経済」への「漸進改革」によるものだという通説があ

るが、中国政府はあくまでも「市場」を利用したのであって、漸進的に「市場経済」を目指す改革しているのではない。しかし、子供の成長と似たように、その存在とある程度の成長を認めるが、自分より大きくならないようにコントロールするのは至難の業であろう。

## おわりに

中国は、長い歴史の中「士」対「庶」という二重社会構造が形成・定着され、現在も変わったとは言えない。その歴史は、二重構造の中身の変化を伴いながら、「庶」の中から生まれた「僭偽」の力を借り、「士」という「正統」の基盤を強固にした歴史でもある。「賢才主義」という「僭偽」は、科挙として制度化・形式化され、いつの間にか「正統」を維持するものになった。しかも、従来の「門閥」以上に、「正統」を強固なものにしたのである。

中国共産党が家庭農業や個人・私営企業という「僭偽」を容認する「改革」を始めたのは、「公的経済」という「正統」、即ち既存の経済体制を守るためだと言われている。しかし、現代版「僭偽」としての「大衆資本主義」は、果たして経済の本流或いは新たな「正統」になりうるのか、今後の展開を固唾を飲んで見守りたい。

## 参考文献

岡本隆司(2016)『中国の論理——歴史から解き明かす』中公新書

加藤弘之、渡邊真理子、大橋英夫(2013)『21世紀の中国 経済篇:国家資本主義の光と影』朝日新聞出版社

コース, ロナルド(2013)『中国共産党と資本主義』日経 BP 社

陳玉雄(2010)『中国のインフォーマル金融と市場化』麗澤大学出版会

バーンズ, ジョン(2006)「ノルウェーの一島内教区における階級と委員会」野沢慎司・立山徳子訳、野沢慎司 編・監訳『リーディングス ネットワーク論——家族・コミュニティ・社会関係資本——』勁草書房

丸川知雄(2013)『チャイニーズ・ドリーム——大衆資本主義が世界を変える』ちくま新書

丸川知雄(2014)「マイクロ経済 国家資本主義と大衆資本主義」、高原明生・丸川知雄・伊藤亞聖 編『東大塾 社会人のための現代中国講義』東京大学出版会

李明伍(2017)『中国社会の二元構造と「顔」の文化』有信堂高文社

# 中国の新たな試み—産業構造改革と伝統文化再構築の融合

三 瀧 正 道

## まえがき

標題にもあるように、本稿の試みは、一見全く別のテーマのように思える中国における産業構造改革と習近平が主導する伝統文化再構築とが相互に作用しつつ、次なる発展を目指している状況を分析し、中国の未来、とりわけ今後 30 年の中国をどういう視点からとらえるべきなのかを探ろうというものである。

ここでいう相互作用には、融合・協力・発展という正の側面もあれば、衝突・拒否・掣肘という負の側面もある。しかし、そのどちらもが結果としてそれぞれに何らかの刺激を与え、発展を導くこともある。何かを生じさせずにはおかないのである。

産業構造改革を促す原動力である、IT化を柱とする新産業革命それ自体は、周知の如く、中国人による発明でもなければ、専売特許でもないが、現実はこの面で中国が世界の有力な牽引車の一つになりつつあることは、今では誰も否定できないだろう。それはまさにここ 20 年足らずの急速な現象であり、中国自体がこれを“弯道超车”（直線ではなかなか追いつきにくい先進国を追い抜く絶好のカーブ）として捉えて官民挙げて全力を投入しており、その勢いは当分続くと思われる。

例えば、BATと呼ばれるバaidu、アリババ、テンセントが起業当初のそれぞれの得意分野から如何に幅広い分野にその手を広げつつあるか、すでに当センターの過去のワーキングペーパーでも詳細に報告したが<sup>5</sup>、それ以後のさらに凄まじい複合企業化には瞠目させられる。

そこで本稿ではまず、中国社会で地殻変動的变化を起しつつあるいくつかの代表的現象を取り出し、その内容を分析し、続けて産業構造改革と呼ぶにふさわしい中国の経済・産業面の動きを幾つか取り上げ、その後で習近平の言動を主たる分析対象にし、彼の思想的根源に迫り、最後に伝統文化の再構築に関して人民日報に掲載された研究者たちの評論に分析を加えつつ、両者の関係とそこに包含される諸問題をあぶりだしていきたい。

## 第一部 産業構造改革の背景と方向性

### 第一章 一人っ子政策の転換と大家族制の崩壊

#### 1.一人っ子政策の転換

中国は 1970 年代後半から人口抑制のため一人っ子政策を実施していたが、2012 年にはルイス転換点を越え、人口ボーナスが下り坂に入り労働力が減少し始めたため、2013 年の 18 期 3 中全会において“双独二孩”（両親が一人っ子なら二人生んでも良い）から“単独二孩”（片親が一人っ子なら二人生んでも良い）へ転換を図り、翌 2014 年には、中国全土で 106.9 万組の“一方が一人っ子”の夫婦が第二子出産を申請した。当時“単独二孩”の対象として認定された夫婦数は 1100 万組（約 70%が

<sup>5</sup> 『中国における民間活力の導入』麗澤大学経済社会総合研究センターNo.71、2016 年 3 月 20 日、P8~18。

“八〇后”）に達した。更に2015年の18期五中全会で“単独二孩”から“全面二孩”（どの家庭も二人生んでよい）へと緩和される方針が打ち出され、同年12月27日の全人代常務委員会で<人口と計画出産法>改定を正式決定した。

ただ、こうした労働力の減少とは、単なる数量だけの話ではなく、構造的側面も見落としてはならない。2010年前後まで特に顕著だった現象は、労働力不足と就職難の併存であり、それはとりもなおさず、経済構造と労働力の資質のミスマッチ現象だった。労働力が不足したのはハイエンドな第二次産業や第三次産業を中心としたサービス業であり、就職難は、技能・知識に乏しい第一次産業余剰労働力と、社会のニーズにマッチしない学問分野に属する大学生たちだった。労働力不足はまた、後述する産業ロボットの急速な導入の引き金にもなっている。

こうした現象は地域によって状況が異なるが、総体的に見て、伝統的な中国社会の様々な枠組み、その屋台骨を揺るがす原因にもなっている。その一方で二人っ子の出現は、伝統的な宗族意識がいまだ根強い中国社会の「寝た子を起こす」作用を果たす可能性もあり、既に将来の相続問題で遺言状の書き方が話題になっているし、2035年には33%にも達する高齢人口の介護の問題も絡んでくる。

今後の中国の人口政策について、中国を代表する人口学者であり、元中国社会科学院人口研究所所長、現在中国社会科学院学部委員の田雪原氏はその著書の中で中国の人口問題を解決する長期的方策として三段階に分けた「三步走」人口発展戦略を提唱している<sup>6</sup>。

第一段階：重点を人口抑制に置き、人口の質の向上と人口構造の調整を連動させる。具体的には高出生率を低下させ、「高出産・低死亡・人口急増から低出産・低死亡・人口漸増に変える。

第二段階：第一段階の方針を継続し、限りなく人口をゼロ成長に近づけつつ、徐々に数量制限から資質向上への転換を図る。現在はまさにこの転換期にあり、ここをいかにうまく乗り切ることがカギとなる。特に人口の構造調整に気を配り、持続可能な発展戦略を推進できるような措置を講じる必要がある。

第三段階：ゼロ成長達成後、人口数は減少傾向の慣性に乗ってしばし減少を続けるため、その時の経済・社会の発展状況や資源・環境状況に配慮し、全面的に気配りした適度な人口戦略を採る必要がある。すなわち、年齢、性別、都市と農村、地域などが合理的構造を呈していなければならない。

## 2. 大家族制の崩壊

上述のように人口政策は時勢に応じた変動を見せているが、その裏で、伝統的な大家族制の崩壊は止まることなく着実に進んでいる。2015年5月13日発表の国家衛生計画出産委員会による「中国家庭発展追跡調査」<sup>7</sup>によれば以下の通り。

所帯平均人数：2～3人が主。小世帯が主流。

世代構成：2世代50.6%、1世代24.5%。

核家族世帯：64.3%。家庭小型化が都市でも農村でも主流に。

伝統的大家族は農村でも減少。

人口の流動：未婚男性の多くは農村地区に、未婚女性の多くは都市部に。

<sup>6</sup>田雪原著『大国之路-21世紀中国人口与発展宏観』中国社会科学出版社2016年12月、P370～374。

<sup>7</sup>全国31の省（区・市）、321の県（市・区）、1624の村（居民委員会）、合計32494世帯を対象にした中国初の政府主導による全国的な家庭追跡調査。

⇒貧しい農村地帯の男性が生涯未婚に。流動家庭が占める割合は20%

育 児 : 都市でも農村でも0～5歳児の世話をするのは主に母親か祖父母。両親と一緒に面倒をみる家庭は7.5%。

留守家庭 : 農村留守児童は農村児童の35.1%。

老人問題 : 老人のみの家庭が高齢者の半数。社会的介護サービスが必要。

注目すべきは、大家族制が根強いと思われていた農村部の家庭でも、働き手の壮年が都会に出稼ぎに出ることによって子供を伴った移動家族や都会定着型へ変化していることで、老人が多く取り残され、農村でさえ少人数化が顕著になっていることで、これによって農村の伝統文化や技能に継承者がなくなり、毎年、数多くの農村が姿を消しつつある。

### 3. 老人問題

中国の60歳以上人口が2億人を突破したのは2013年のことだが、高齢化が先んじて進んでいる上海ではすでに2014年末に戸籍人口1438.69万人中、60歳以上の老人が413.98万人と28.8%を占めている。民生部は第13次5カ年計画(2016-20年)で老人1000名当たりのベッド数を2015年の27.5台から35～40台にし、デイケアサービス施設を全ての都市(2015年70%)と50%の農村(2015年37%)に設置する目標を掲げるとともに、政府による介護サービスの購入を積極的に進め、在宅介護: 食事・入浴・掃除・救急・医療・介護サービスなどの訪問提供を購入し、更に介護サービスネット情報網の立ち上げ、デイケア・リハビリ・文化活動な地域コミュニティでの介護サービスの買い上げ、無収入や低収入の老人、貧困寝たきり老人に対する施設での介護の購入などを掲げている。

今後の人口動態についてはいくつかの予測があるが、ソフトランディングの場合、2050年には16.05億人との試算もある。その場合、65歳以上の老人は人口の20.2%に達し、3億人をはるかに超えるという。但しこれはあくまで全国平均であり、ここでも地域による格差は歴然としている。

## 第二章 産業構造改革の主要な動き

中国は習近平政権誕生以来、科学技術の発展に全面的に注力し、第12次5カ年計画最終年の2015年9月に<科学技術体制改革実施案>を公表、その中には10方面(①技術革新市場構築推進メカニズム ②効率的な科学研究体制 ③人材育成の改革・評価・インセンティブメカニズム ④科学技術成果産業化促進システム ⑤科学技術と金融のコラボシステム等々の整備)にわたる32の改革措置が盛り込まれている。

2015年に打ち出された<中国製造2025>では2025年に製造強国になるという目標を掲げたが、2016年5月、中国政府は更に<国家革新駆動発展戦略綱要>を公表、2020年にイノベーション国家の列に加わり、2030年にはそのフロントランナーに、そして2050年には世界の新しいイノベーション強国になる、という三段階戦略を標榜した。この戦略に合わせ、同年8月に<第13次5カ年計画国家科学技術革新プラン>が打ち出されている。

そこで、このような取り組みについて項目別にその動きを分析する。

## 1. 供給側改革と技術革新

産業構造改革を進める上でのキーワードが技術革新であることは論を俟たないが、その大前提となるのがここ数年声高に叫ばれている“供給側改革”である。これが進まなければまさに「仏作って魂入れず」になってしまう。

“供給側改革”が最初に提起されたのは2015年11月の中央経済工作会議であり、そこで以下の五大政策・五大任務が提示された。

[五大政策]

- ①着実なマクロ政策 ②当を得た産業政策 ③活力あるマクロ政策
- ④実のある改革政策 ⑤下支えする社会政策

[五大任務]

- ①生産能力の削減 ②在庫の一掃 ③金融リスクの防止 ④企業コスト削減 ⑤有効供給の拡大

この時点はまずスタートの号砲を鳴らしたところに意味があり、したがって詳細な具体的政策の提示ではない。中国ではこのような新政策が提示される時は、まずこのように大方針だけを提示する第一段階から具体的に様々な政策が盛り込まれた第三段階まで順を追って進むのが通例である。それは提示された各項目に具体性が乏しいことを見れば一目瞭然である。

その後“供給側改革”は第13次5カ年計画（2016～2020年）の柱の一つに組み込まれ、更に2016年春の全人代のキーワードにもなった。

ではこの“供給側改革”の本質とは一体何だろうか。一言でいえば、「供給側の構造改革」、すなわち労働力・資本・資源・経済構造・技術・制度に関する改革のことである。これと対比されるのが2008年のリーマンショック以来中国が力を入れてきた国内消費の育成、公共投資、輸出の振興といった需要側の改革で、“供給側改革”はその行き詰まりを打開するための発想の転換でもある。最大のネックになっていたのが過剰生産力の淘汰だったが、多くの複雑な債務を抱えた企業をどう淘汰するのか、就労者をどう再就職させるのか、といった問題は容易ではない。それゆえ、企業城下町の地方政府は雇用不安を恐れ安易な救済策を行い、いわゆる「ゾンビ企業」の延命を助け、雇用の確保を考えた吸収合併などの再編で局面を打開しようとした。しかしそれでは根本的な解決にはならない。なぜなら一方で、そもそも製品それ自体の品質や分野が急速に変化し成長する消費者のニーズについていけなくなっていたからである。農産物で例えるなら、安いリンゴの「富士」は売れ行き不振で3割安、その2倍もする高級リンゴは在庫が払底、といった具合で、国内商品に不満を持つ人々の海外での爆買いもその一例と言えよう。やはり消費者のニーズに合わせた商品の開発、それを支えるイノベーションがなければ根本的な解決にはならない。

“供給側改革”の本質には、企業の問題と並んでもう一本重要な柱がある。それは行政側の改革である。様々な複雑な手続き、多くの許認可の関門が役人たちの打ち出の小槌にもなり、産業の発展、イノベーションの推進を阻んできた。ここにメスを入れない限り民間企業の活力を引き出し、起業を促進し、技術発展をリードすることは画餅に等しい。新産業革命によるイノベーションが“供給側改革”に不可欠であると同時に、新産業革命にとっても、イノベーションのゆりかごを整備する上で“供給側改革”はまさに必要不可欠なプロセスであり、両者は車の両輪のごとき関係にある。



技術革新における中国の根本的課題は、一言でいえば、経済的なポジションに比し、科学技術研究レベルが貧弱であることに尽きる。宇宙開発やスーパーコンピュータなど一部の分野では世界の最先端を走っているが、開発投資をしないで出来合いの技術を取り込んだり模倣する習性からなかなか抜けきれず、その結果“新常态”を抜け出すエンジンが十分得られていない。例えば、経済発展に対する科学技術の貢献率はイノベーション先進国が70%以上であるのに対し、中国はいまだ50%前後に過ぎない。

習・李政権が「イノベーションにおける企業の主体的地位を強化する」という方針を打ち出したのは2013年の18期3中全会で、「応用型技術研究機構の市場化改革・企業化改革を推進し、国のイノベーション体系を建設する」、「知財権の運用と保護を強化し、イノベーションのインセンティブメカニズムを整備する」とし、次いで2014年の4中全会では「知財権制度や科学技術の成果を産業化する体制やシステムの整備」、「政府が基礎研究・先端技術・重大革新技术研究を重視し、独創的なイノベーションを奨励する」ことが謳われた。

こういったプロセスで見られた最近の大きな特徴には、産学協同の推進と共に、基礎研究を重視し始めたことが挙げられる。例えば、国家科学技術賞の表彰では、自主的技術革新と重大な発明創造に力点が置かれるようになり、基礎研究が専門家の推薦を得られるように改善された。これは従来の方針からすればまさに画期的な転換と言える。

次に研究資金の改善である。研究開発に関する中国社会全体の投入資金が1兆円を突破して世界第3位になったのは習近平が総書記になった2012年のこと。しかし、基礎研究費が全体に占める割合はわずか4.8%と、数字を公表している国の中では最下位だった。そこで政府は〈国家中長期科学・技術発展プラン綱要（2006-2020）〉を作成し、2015年には中央政府の科学技術割り当て資金の20%を基礎研究に投入する目標を立てた。目標の完全達成にはまだ距離があるものの、こうした国の姿勢が確実に浸透するにつれ、一般企業の研究投資額も増加傾向を示し、一部の先端企業で先進国企業顔負けの資金投入が行われ、研究成果も飛躍的に伸びていることは、特許の出願データを見ても明らかである。

## 2. 国有企業の改革

供給側の改革は国有企業の改革ともオーバーラップする。しかし、国有企業の改革は1990年代に朱鎔基が取り組んで以来の長年の懸案であり、また、習・李政権誕生以来声高に叫ばれたにもかかわらず、その後数年間は目に見える成果を挙げられなかった。これについては様々な論調があるが、理念は掲げたものの、政治的な面で気が熟していなかったことが挙げられよう。端的に言えば、国有企業が寡占的に牛耳っていた主要な分野にはそれぞれに強大な権力を手中にするボスがおおり、これらの「トラ」の首に鈴をつけられないうちは手の下しようがなかった。したがってその間は、近い将来の改革を示唆して心理的圧力を加えつつ、権力の完全掌握の時期を待っていたのであり、2017年秋の党大会でそれがほぼ達成できた後は改革の足取りが確実に速まっている。

改革の主たるポイントの一つが混合所有制の推進である。ただ、一口に混合所有制といってもその形態は様々ではない。様々な方法による株式市場への上場もその一つだし、国が株式を保有しつつ、民間に経営を任せる方式もある。プロジェクトを政府と民間資本が協力して行ういわゆるPPP方式、

政府と民間が種々の基金を設立する方法、また、複数の出資者が共同で混合所有の新会社を設立する方法もあり、さらに、ある産業チェーン全体の連合や、生産側と販売側の協力分担方式も考えられる。

ただ、こうした改革を進める中でいくつかの重要な問題も生じている。「その一つが混合所有制を進める過程で発生している深刻な国有資産流出問題である」と言いたいのだが、そもそも何が国有資産なのか、何を国有資産と呼ぶのか、その定義からして曖昧では流出の実態さえ明確に把握できない。目に見える設備施設はまだしも、目に見えない財産、例えば特許や商標・ブランドといった類、また、様々な資源の採掘権や土地の使用権・経営権といった権利などは正確に算定しにくく、更に国有企業ともなれば、国から様々な政策上のサポートを保障されており、これも立派な財産になる。これらが現行の会計基準で十分把握できていないため、混合所有制改革を進めようとするなら、まず、こういった側面の関連法規の整備をしっかりと行うことが大前提となる。

こういった事情から、まずは実情を把握しようと、政府は2016年1月～10月に全国の行政事業単位で国有資産の精査を行った。また、これと並行して同年3月1日付で<行政事業単位資産実情精査管理規則>も施行された。

2017年4月に政府が公表した<国有企業と国有資本に対する会計監査を深めることについての意見>は、監査対象に対する徹底した会計監査の実施と責任者に対する厳しいチェック、責任の追及を掲げ、違反行為に対しては法に基づく厳正な処分をする、としている。

政府はすでに2016年を国有企業改革の新たな出発点として捉え、同年には10項目の試みを行う方針を示した。

- ① 董事会の職権の明確化によるガバナンスの強化。
- ② 市場による経営管理者の選任。
- ③ プロマネージャー任用制度の推進。
- ④ 報酬の差別化改革。
- ⑤ 国有資本投資運営会社の設立。
- ⑥ 中央企業の再編。
- ⑦ 一部の重要な領域における混合所有制の推進。
- ⑧ 混合所有制企業における従業員持ち株制度の導入。
- ⑨ 国有企業の情報公開。
- ⑩ 国有企業が担っていた社会的機能の分離と歴史的に引き摺っている諸問題の解決。

2017年はまさにこれらのテーマそれぞれについて具体的な取り組みが始まり、それとともに個々のテーマが抱えている現実的課題も浮き彫りになりつつある。

既述の混合所有制は、お題目は立派だが、実践段階では大きな壁に突き当たっていた。第一にその実践が下位レベルの国有企業に止まっていたこと、また、国と民間の持ち株比率に厳しい限定があり、民間資本は資金提供はするものの十分な発言権が与えられておらず、提供した資産に対する保障も不十分であった。これでは積極的な参加意欲が湧くはずもなく、政府に恩を着せることで別の面での權益を図る、という腐敗の温床にもなりかねない。

国有企業改革においては上述の10項目の①～④のような内部改革も重要なテーマで、これについて国務院は5つの主要な措置を提示し、また、2016年5月の〈中央企業スリム化本格改革活動プラン〉では、組織の簡素化、特に管理層のランクを3～4ランクに圧縮し、法人の数も20%ほど削減することを謳っている。しかし、結局のところ、国有企業改革のキーポイントは如何にして所有権と経営権を合理的に分離させるか、つまり、その企業を相対的に独立した経済実態にするかに尽きる。2017年3月、国有中央企業に混合所有制を実施する第一陣として9社がリストアップされ、民営企業からも取締役が選任された。しかし、現実にはその一方で国有企業に対する党の支配が加速しており、2017年9月の時点で98の中央企業すべての定款に経営に対する党の関与が盛り込まれた。こうした動きは私企業にも広がっており、市場の見えざる手に枷を嵌めることが危惧されている。

### 3. 起業の促進

GDP成長率6%台という“新常态”に対処する技術やビジネススタイルの革新を積極的に推進する一つ的手段として、国は起業の奨励に特に力を入れている。

その一つが2014年5月、国家発展改革委員会・教育部・科学技術部・工業&情報化部・財政部・人民銀行・工商総局・共産主義青年団の9部門合同で始まった〈大学生創業指導計画〉で、「2014年—2017年に80万人の大学生に起業させる」とした。その具体的なサポート内容は次の通り。

〈大学生創業指導計画〉のサポート

①税制面：個体企業経営者は卒業後3年間、本来納付すべき税金から、営業税・都市建設税・教育費付加・個人所得税の順に年8000元を上限に（場合によっては9600元まで）控除。

②資金面：大卒者がネットビジネスマーケットに出店する場合の少額担保ローンや手形割引援助。各銀行は大卒者の起業ニーズに応じた金融商品やサポート方法を模索、ローンを借りやすくするために審査プロセスを改善。

③起業指導：大学の「創業園」が起業訓練や起業登録手続きを無料で請け負う。地方政府が起業者向け訓練センターを開設、タオバオでの店舗開設を手助け。

こうした動きは民間にも波及し、北京の中関村創業大街には企業を支援する喫茶ができ、起業を目論む人と投資家が商談する姿がしばしばメディアでも紹介された。こうした“大衆創業”のうねりは形を変えて進化しつつあり、上海財経大学の調査では、2016年時点で、全国に3155箇所のイノベーションプラットフォームがあるという。

### 4. 産学共同

産学共同もまた、産業構造改革推進の重要なポイントとして認識されている。中国は1986年3月に鄧小平が科学者たちの建言を容れてスタートさせた「国家ハイテク発展計画」（863計画）以来、基礎理論研究に力を入れ、2000年頃にはいくつかの成果を挙げたが、応用基礎研究など、その研究成果を実用化・産業化していくプロセスが貧弱であったため、目に見える成果に乏しかった。そこで習近平政権になって特にこの面での改善に力を入れ、政府が主導して産学協同による研究成果の実用化を強力に推進するようになった。

まず、2014年には〈科学技術成果転化促進法（修訂草案）〉を起草し、科学研究機構や大学に研究成果の処置権を賦与、獲得した成果の自主的な譲渡・許可・投資を可能にした。例えば〈北京十条〉

では、知財権取引市場の設置や、転化による収益の70%までをインセンティブに活用できるなどの内容が盛り込まれている。

ベンチャー企業の育成において問題となっていた資金・人材・評価基準などについては、中国人民銀行・科学技術部など6部門が合同で<制度・メカニズム革新の強力な推進、科学技術への金融サポートの着実な実施に関する意見>を打ち出し、「科学技術企業の上場・再編と再融資を支持し、新株発行も視野に科学技術成果の資本化・産業化を進める」方針を打ち出した。

<国家科学技術報告制度早期確立に関する指導意見>では産学協同推進の前提として、成果の保存・蓄積・開放・共有・応用に供するデータベースの構築が取り上げられ、すでに2014年9月には登録ユーザー12000名を突破した、という。

産学協同の強力な推進によって、ロボット産業や3Dプリント産業といった最先端産業が今後の中国の産業発展の大きな柱に成長しつつあることは既にマスコミでもしばしば報じられている。

### 5. ブランドの追求

こうした動きを受け、今、中国では、グローバルなバリューチェーンの中でメイドインチャイナのローエンド型からミドルエンド・ハイエンド型への転換が強く叫ばれている。その中の重要テーマがブランドの追求である。

中国が既に世界第二位の製造大国でありながら、実態はOEM大国に過ぎないことへの反省に立ち、国務院は<中国製造2025>プランを策定、「中国製造を“由大變強”（数量大国から品質大国へ）」転換させる目標を掲げた。そのお手本となっているのが一部の先端企業で、例えば、テンセントのブランド価値は2015年には2011年の542%に達した。内弁慶から脱却した企業も増えつつあり、同年の海外収入依存度率で見ると、レノボは年収の62%、ZTE53%、TCL33%、ハイセンス30%などとそれぞれ顕著な国際化を果たしている。

第12次5カ年計画最終年の2015年は、ブランド確立への取り組みが第13次5カ年計画に向けて大きくスタートを切った年だったと言えよう。その10年前の2005年に中国国内で自前の知財権を持つ企業はわずか0.03%にすぎず、99%の企業が特許申請経験ゼロ、60%以上の企業が商標なしだったのに対し、2015年には世界ブランド500強の中に中国ブランドが29社ランクインするなど一応の基礎が形成されつつあり、これを土台に様々な取り組みが堰を切ったように始まった。

まず同年1月に中国自主ブランドサミットが<中国自主ブランド発展調査研究報告(2015)>で自主ブランド10大指導者及び自主ブランドベスト100を公表、5月には商標登録と審査手順を簡素化した改正<商標法>が施行され、同年中に有効商標登録数が1000万件を突破した。7月には、中国人民大学が中国商標ブランド研究院を設立し、中国独自かつ国際的慣例に合致した商標ブランド価値評価基準体系確立へのスタートが切られた。

同年10月、2015中国国際商標ブランドフェスティバルに於いて“政務と公益機構域名注册管理中心”が“橙雲平台”を発表したが、これは、中国の登録企業3500万社の自前サイト保有率が、欧米先進国の90%以上に対し40%しかない当時の状況を踏まえ、クラウドコンピューティングとビッグデータを駆使してブランドに関する龐大な需要と供給をうまくマッチングさせ、ブランドをリスクから守ることを趣旨としたものである。

具体的には“橙雲平台”は企業ブランドや知財権を保護するシステムで、ネット、ブランド創設、ブランド維持を一体化させたクラウドコンピューティングとビッグデータによる分析プラットフォームであり、集約化されたサービスを企業に提供する“上網宝”、可視化されたデータ管理によるサポートを行う“監測宝”、権利の侵害など司法上の難題を解決する“維權宝”などで構成された。

## 6. 産業用ロボットの導入

新産業革命の中で、特に製造業の革新を支えるのが産業用ロボットの導入である。これには2つの側面からの要請がある。

一つは賃金の急激な上昇によるコストパフォーマンスでの優位性の喪失であり、それを避けようと賃金を抑制すれば労働力が集まらず、人手不足となる。最低賃金の上昇を政府が抑制する政策も一時的には打ち出されたが、所得格差の是正をスローガンとする以上、長期的に抑制し続けることは難しい。となれば、産業用ロボットを導入することが人件費の高騰を避ける妙手にもなる。勿論、「それでは雇用が失われ、失業率の上昇、ひいては貧富の格差を助長するのでは」という危惧もある。したがってその受け皿としての新規産業の育成や、労働者の質の向上と多様化も同時に進められなければならない。もう一つは、内陸部の都市化が進み、地元就職が可能になったことで出稼ぎ労働者が減少し、これに若い世代の単純労働離れが拍車をかけたことである。

これらの理由から、珠江デルタではすでに李克強首相誕生の2013年時点で機械が労働者の代わりになり始め、広東省東莞市では6割の企業が機械化への転換を推進、浙江省でも同年5月に「5年間で毎年5000のプロジェクトを実施、5000億元を投じ機械化を進める」という“555”推進計画が策定された。この時点ですでに中国のロボット増加数は3.7万台で世界一となり、翌2014年には一挙に5.6万台へと増加し、しかもそのうち1万台余りが国内で生産されて世界最大の生産国になった。当然ながら、上述の如く「人口大国の中国でロボット化を進めたら就職難を招来するのでは？」という危惧もささやかれたが、政府は「先進諸国の例を見れば、100万台のロボットは300万の就業機会を創造する」、すなわち「ロボットへの投資を増やした国は雇用が増加する」という見解を示して積極的な導入を支持、これにより、2025年には数兆ドルの大市場が出現するという期待が膨らんだ。その一方で、ロボットの核心となる装置が海外頼みである事の改善と、応用率を如何に向上させるかが今後の主要な課題として提起された。

2016年12月19日付人民日報は「工業用ロボットの消費市場としてすでに3年連続世界一を記録した中国における2016年1-10月の同生産量が、56604台と前年1年間を71.5%上回った」と報じた。工業用ロボット以外でも、消防災害救助・家庭用機器・公共安全関係・医療など様々な分野で応用が広がっている。また、高齢化社会に直面している中国では老人介護への応用が期待されており、同年5月26日の日経新聞は、同分野における安川電機と美的集団の提携を大々的に報じた。

ただ、2016年時点で、中国のロボット産業は外国企業占有率が70%前後にも達しており、この状況を打開すべく、中国政府は「ロボット産業発展プラン(2016-2020)」で、2020年までに3社以上の国際的リーディングカンパニーを育成、5つ以上のロボット関連産業集積群を形成し、ハイエンド市場における中国企業占有率を50%以上にする、という目標と、2020年に工業用ロボット年生産量10万台、奉仕型ロボット年間売上高300億元以上、基幹小売り部品市場占有率50%以上といった意欲

的な数字を掲げた。これらを実現するため、現在、政治・産業・学校・研究機関・実用・融資が六位一体となった国家的ロボットイノベーションセンターを構築中で、AIとバーチャルリアリティを看板とした新しいITロボット技術の開発に邁進している。

### 第三章 産業構造改革と“匠人精神”「職人氣質」の育成

人口問題の項目でも取り上げたように、現時点での中国の人口政策の主要な課題の一つが人口の質の向上であり、それはとりもなおさず、前項の産業ロボット導入後の雇用対策のキーポイントでもある。しかし、中国では伝統的に個人のものづくり技術に対する評価意識に欠けており、書や絵画といった儒教的教養を表現する分野を除けば、例えば陶芸でも、生産地名は残っても製作者の名前が語られることは無かった。それは、仮に陶芸で成功しても、そこで得た資金をもっと儲かる商売へ鞍替えることが甲斐性のある者のすることであり、何代にもわたりそれを継承することは甲斐性なし、と見なされる傾向が強かったからでもある。このことは朝鮮半島でも同じで、豊臣秀吉の朝鮮出兵で多くの優れた陶工が日本に拉致され、そのおかげで日本の陶芸が長足の進歩を遂げ、今に続くいくつかの有名ブランドを生んだが、本家本元の朝鮮半島では当時の生産地は既に見る影もない。

このような意識が根付いている中国では、つい最近まで子供を技術者にしようという親は皆無に等しく、企業でも、優秀な評価を得た職人や技術者に対する最大の優遇措置は「泥や油にまみれる現場から救い出し、経営幹部の列に加える」ことだった。この傾向は2010年ころまではまだ顕著だったと言えよう。こうした現場軽視の傾向は今でも随所に見られる。中国の裁判所がその機能を十分に発揮できない、とりわけ、地方レベルの裁判所の質が向上しないことはその一例である。原因は経験を積んで幹部になると「裁判を担当しないで済む」からであり、逆を言えば、裁判官は経験の浅い若手に頼らざるを得ないことにある。21世紀に入ってから国による司法試験も始まったが、合格した者から裁判所を辞めて大都会へ出て戸籍を取得し、弁護士などを目指す。地方の若手裁判官の賃金はその地方の最低賃金に近いところも多く、必然的な結果と言えよう。最近になって漸く「裁判所長も裁判を担当するように」とのお達しが出たが、まさに緒に就いた段階であり、同様のケースは一般企業における技術畑に対する評価においてもなお少なくない。

#### 1. 職業教育の充実

上述のような時代のニーズに応えるため、2014年2月、国務院常務会議は「“新常态”に対応しつつ次なる発展の手がかりを追求するには、経済構造のモデルチェンジとグレードアップが不可欠である」として、現代職業教育発展加速に関する段取りを提示した。

その趣旨は「技術の進歩、生産方式の変革、産業、教育が深く融合し、なおかつ社会の公共サービスに見合った現代職業教育発展を加速させること」であり、目的は「中国の製造・装備産業の市場競争力を高め、経済の質と効率を向上させ、国民の多様なニーズに応えること」であり、目標は「1億人を超える、エンジニア、ハイレベルの技術労働者、質の高い職業別人材の育成」である。このような前提の下、主要な方策が以下の如く具体的に提示された。

- ①職業教育を国の人材育成システムの重要な位置に置くこと。
- ②社会に一芸に秀でることを尊ぶ気風を醸成。

- ③職業学校の経営自主権拡大、中等職業学校-大学専科-大学本科-大学院生というルートの整備。一定数の本科制大学の技術系大学への転換。
- ④三つの整合性（産業界のニーズと専門課程、職業基準とカリキュラム内容、生産過程と教学過程）の達成。
- ⑤<学歴証書>と<職業資格証書>の「二つの証書」制度の推進。
- ⑥産学協同による学生の募集と育成。技術者などによる授業の展開。
- ⑦職業教育への民間の参入（独資・合資・合作）（株式制・混合所有制）の奨励。公営と同等の権利を保障。
- ⑧政策上のサポートと行政による監督管理の保障。
- ⑨農村や貧困地区の職業教育支援。

同年6月、習近平主席が全国職業教育工作會議で「重要な指示」を発表、これに合わせ、国務院は<現代職業教育の発展を加速させることに関する決定>を配布し、「2020年には中国独自かつ世界に通用する職業教育体系を打ち建てる」として、今後一定期間における指導思想・基本原則・目標任務・政策措置を明確化した。

こうした政府の姿勢に社会も敏感に反応し、翌2015年には中等職業教育在学学生2250万人、中等職業学校就職率は95%以上と、大学レベルで本科生や大学院生を上回った。また、「ハイエンド技術技能人材一貫養成」プロジェクトの受験倍率は10倍に達し、職業学校は13300ヶ所、在校生数3000万人、毎年の卒業生も1000万人と世界最大となり、「ブルーカラーの逆襲」と称された。

こうした動きを推進する基本プランが<現代職業教育体系建設プラン（2014-2020）>で、2020年目標として以下の諸点が掲げられた。

- ①中等職業教育と高等職業教育在校生それぞれ2350万人・1480万人。
- ②職業学校の80%以上が大・中企業経営。
- ③実践経験を持つ教師60%以上。
- ④優れた職業教育集団300。
- ⑤高等職業教育：応用技術型大学の設立、本科生と同レベルの人材の育成、大学院への誘導。
- ⑥レベルの高い技術学院は大学に昇格。
- ⑦高等職業教育校を高等教育の過半数に。
- ⑧職業教育における産学協同：教育部と各産業分野が共同で59の産業別職業教育教學指導委員会を設置、主要産業をほぼ網羅。
- ⑨企業の第一線の専門家600名を含んだ2600名の専門家の参画。

野放図なまま放置されていた職業資格に関する整備にもメスが入れた。2013年末時点で国務院設置職業資格は618に達し、地方が独自に設置した資格に至っては1875もあり、職業資格にない項目を職業資格として騙る詐欺も横行していた。そこで2014年8月、人力資源・社会保障部は各地・各部門に「勝手に国家職業資格を作ってはならない」と通達、法的根拠も無しに設定されていた各種資格や、根拠はあっても職業資格とするにはそぐわないものを取り消し、必要な資格は国が統一して管理

することとした。これにより 2016 年 2 月までに 272 項目 (44%) の資格が取り消され、政府は専門の職業教育管理機構を設立し、同年 6 月にはさらに 47 項目を追加して取り消した。

## 2. “匠人精神” の追求

習近平が特に意を注いだのが国民の意識変革である。

2015 年 5 月、CCTV 系列がメーデー休暇期間に〈大国工匠〉を放映、習近平総書記の

メーデー重要講話の精神を体現したとして 8 人の優秀な産業労働技術者を称賛し、「労働で中国の夢を支える」と紹介した。同年 8 月 4 日、人民日報は第 6 面全面で〈敬業報國 匠心円夢〉を掲載、「工匠」「匠人」「工匠精神 (職人氣質)」などの語彙を多用し、以下のように報じた。

「国務院が最近打ち出した〈中国製造 25〉は製造大国から製造強国へのタイムテーブル、ロードマップであり、2025 年には製造強国へ仲間入りし、2035 年には製造業全体が世界の製造強国の中レベルに達することを明確にした。国務院は国家製造強国建設指導小組を立ち上げ、製造強国戦略を推進することを決定した」

「中国は世界の工場と称され、世界の製造業に占める生産比率は 2000 年の 7% から 2012 年には 19.8% にまで上昇したが、これを支えたのは背後で黙々と生産に従事した膨大な数の産業労働者たちだった。今、時代は彼らが培った“工匠精神 (職人氣質)”を必要としている」

「中国古代の輝かしい文明の中で、小は器物から代は建築に至るまで、代々の職人の手から無数の精巧な工芸品・芸術品が生まれた。数十年にもわたる職人たちのたゆまぬ努力とその成果はまさに驚嘆・尊敬に値する。現代社会は科学技術が日進月歩だが、職人氣質を身に着けた優秀な労働者は生産段階における独創性・積極性において依然として中心的役割を担っている」

また、中国人民大学労働関係研究所の常凱所長は、同記事の中でこう述べている。

「家内工業的な小規模生産の現場では職人の精巧な技術が頼りであり、そこから、常に向上を求める職人氣質が誕生した。今日まで続く老舗ブランドはこうした職人氣質を体現したものであり、同仁堂のモットー<sup>8</sup>はその典型と言えよう」

「ドイツの鍋は一生使える。日本のラーメン店は数十年、数代にもわたってそのスープに磨きをかける。第二次大戦後、両国が再起したのは職人氣質を大事にすることによる産業労働者の質の向上と無縁ではない。翻って我が国は、技術面で一流を目指そうとせず、主任や工場長になることに目が行き、製造強国を目指す道筋を捻じ曲げかねない現状である」

2015 年秋、18 期 5 中全会は「天下の英才を集めて人材強国を建設する」と人材優勢発展

戦略の実施を強調。同年 12 月 8 日の人民日報は第 20 面全面を使って〈打造大国工匠品牌 建設高素質職工隊伍 (大国の職人氣質ブランドを確立し、質の高い職員労働者層を構築しよう)〉を掲載し、「大国工匠」8 人を大々的に紹介した。

こうした動きが 2016 年には大きなうねりとなり、《咬文嚼字》雑誌が 2016 年十大流行語に“工匠精神”を選出するに至ったのである。

---

<sup>8</sup> “炮製雖繁必不敢省人工，品味雖貴必不敢減物力” (薬の精製は面倒だが手間を省いてはいけぬ、材料が高価でも良い材料を使わなければいけぬ)。



## 第四章 産業構造改革と地域発展計画の連動

### 1. 1978年改革開放政策スタート以来の国内地域発展戦略の概要

鄧小平による改革開放政策の中で、国内の地域発展に関する戦略は綿密な計画のもとに進められており、その成果は中国社会に様々なインパクトを与え、中国文化論の展開そのものにも深い影響を与えつつある。今後の中国文化をいかに構築していくかについて、中国政府が主導する国内国外地域発展戦略が果たす役割は底知れないものがある。

そこでまずごく簡単に2015年に終了した第12次5カ年計画までの動きを概観したい。

1978年12月に改革開放政策がスタートした後、鄧小平はその「先富論」を「二つの大局」論にも適用し、第一の大局として沿海地方の発展を図った。ちなみに第二の大局とは、1999年に江沢民が発動した「西部大開発」を指す。

80年代は沿海（東部地域）の発展が中心だった。深圳など4つの経済特別区の設置、

沿海14都市の開放、長江デルタ・珠江デルタなど地域の開放がそれであり、90年代前半に入ってそれが三沿開放（沿海・沿江・沿辺）へと拡大した。沿海と沿江によるいわゆる

“T字型発展”の要を強化するため、浦東開発区の建設も進められた。沿辺（国境沿い）の発展ではロシア国境隣接地域/中央アジア隣接地域/東南アジア隣接地域が重点的に取り上げられた。

90年代後半は鉄道、道路（高速道路・村々通）、航空、水運など交通インフラ整備を中心とした発展が図られ、これによって各地域の連携が急速に進み、経済圏の形成が促された。先進経済圏として環渤海湾経済圏・長江デルタ経済圏・珠江デルタ経済圏が、更に東北経済圏/西北経済圏/中部経済圏/成渝経済圏/南昆貴経済圏/海峡西岸経済圏などが姿を現し、そこからさらに、西北経済圏は新疆を中心とした西北経済圏と関中・天水経済圏に分かれ、中部経済圏は中原経済圏と中三角経済圏に分化し、山東省は環渤海湾経済圏と長江デルタ経済圏のはざままで山東半島藍色経済圏を自己主張し、珠江デルタ経済圏は従来の範囲がさらに高度化と一体化を図る一方、長江以南を網羅する二重構造経済圏である広大な泛珠江デルタ経済圏を形成し、ASEANや台湾とも連携した巨大な国際的中華経済圏構築を図っている。黄河中流域ではこのほかに黄河金三角経済圏や洛陽都市群が独自性を主張しつつあり、西北経済圏は新疆内部に更にいくつかの小型経済圏を育みつつ、対外的にはカザフスタンとの国境を跨ぐコルゴス国際経済圏の形成を急ピッチに進めている。国際経済圏という観点で見れば、東北地方では東寧・黒河など中ロ国境地帯で連携が進んでいるし、南方では南シナ海問題が絡みはしているものの、環北部湾経済圏形成への動きが再開されている。こうした発展経過の総仕上げが第12次5カ年計画（2011-15年）であり、そこでは1978年以来の総仕上げとも言うべき12プロジェクトが提示された。そのうち7プロジェクトは、北は図們江から南は海南省に至る沿海部分のボトムアップであり、5プロジェクトは内陸部のボトムアップだった。

### 2. 2013年以降（第12、13次5カ年計画以降）の国内地域発展戦略

第12、13次5カ年計画以降の長期計画として打ち出されたのが2011年6月の「全国主体機能計画」である。その主要コンセプトは、全国を3つに分類し、「異なる発展目標」、「異なる発展方式」、

「異なる発展評価方法」、「異なる都市化プラン」を実施しつつ、均しく十分な社会保障と豊かな生活を実現しようというものであった。

3つの分類：1. 都市化地域（最適化開発地域と重点開発区域）

主体機能「工業品やサービスの提供」

2. 農産物主要生産地域（開発制限地域と開発禁止区域）

主体機能「農産物の提供」

3. 重点生態機能地域（開発制限地域と開発禁止区域）

このうち最適化開発地域とは環渤海湾・長江デルタ・珠江デルタの3大経済圏を指す。人口が密集し、開発が高度に進み、資源環境の負荷が過重な地域である。ここでは経済発展方式の転換に率先して取り組む。

重点開発区域とは中西部地区を指す。資源環境の下支えが強く、人口が多く、経済条件もかなり良好である。ここでは生産要素を集中させることで工業化と都市化を進める。

重点生態機能地域とは一部の西部地域を指す。ここでは生態製品生産力を一層保護し、生態環境保護と民生の改善をサポートする。これらを総合的に推進する戦略的枠組みとしては以下の3つが示された。

第一：“両横三縦”を主体とした都市化戦略の枠組み。“両横”とは、①“陸橋通道”（連雲港—阿拉山口—ユーラシアンランドブリッジ）②“沿長江通道”を、“三縦”とは、①“沿海”②“京哈京広”③“包昆通道”（内モンゴ—関中—成渝—雲南）を指す。

第二：“七区二十三帯”を主体とした農業戦略の枠組み。

第三：“両屏三帯”を主体とした生態安全戦略の枠組み。

また、国家レベルの重点開発区域として18ヶ所が提示された。冀中南・太原都市群・哈長・呼包鄂榆・東隴海・江淮・海峡西岸・中原・長江中流・北部湾・成渝・黔中・滇中・蔵中南・関中—天水・蘭州—西寧・寧夏沿黄・天山北坡重点生態機能区は25ヶ所が提示された。開発禁止区域は以下の通り。

319 の国家自然保護区、 40 の世界文化自然遺産、 208 の国レベル風景名勝区、  
738 の森林公園、 138 の地質公園

こうした計画が進むにつれ、中国国内の全体図に大きな変化が生じ始めた。以前は東部が最も発展し、中部がそれに続き、西部が最も後発だったのが、現在では東部に続くのは西部、その次が中部となりつつある。それだけ西部地区の発展が急ピッチであるとも言えよう。こうした動きを支え、促進しているのが国内の急速な地域連動化で、西部地区の西安—成都—昆明—重慶は各都市間を3時間で連結する「菱形経済圏」を形成、一帯と一路を連携させるパンタグラフの役目を果たすようになった。

また、西部地区と東部沿海地区を結ぶ三本のラインも活発な活動を始めている。すなわち北から黄河・長江・西江の三本の大河がそれで、黄河は、ウルムチ中心の西北経済圏→西安中心の関中・天水経済圏→鄭州中心の中原経済圏→北京中心の環渤海湾経済圏などを結び、長江は重慶・成都で形成する成渝経済圏→武漢・長沙・南昌で形成する中三角経済圏→上海中心の長江デルタ経済圏を結びつつ、[長江経済ベルト]として切れ目のない発展地域を現出しようとしている。さらに西江は、南昆貴経済

圏と珠江デルタ経済圏を結ぶ西南地域水運の大動脈として、上流の南寧→中流の貴港→下流の珠江デルタを結びつつあり、広西チワン族自治区にある貴港は西江経済ベルト発展の中心としての地位を確立している。こういった骨組みの形成を日進月歩の鉄道・道路・航空・海上運輸が支えており、既に全国の長距離列車の6割を高速鉄道が占め、高速道路は西部地区でも急速に整備されつつある。

### 3. 国内地域発展戦略と連動する国外地域発展プラン

国内の地域発展構想“二横三縦”と深く連動しつつあるのが“一带一路”構想である。アジアインフラ投資銀行(AIIB)、BRICS開発銀行などで周辺諸国との経済関係を強化し、陸路と海路の両翼でユーラシアを懐に抱き込む“一带一路”構想についてはすでによく知られており、詳細な内容は省くが、ユーラシア大陸から世界を巻き込む世界戦略は既に“一带一路”と言うより“多帯多路”と呼ぶにふさわしい。その実態を横軸と縦軸に分けて整理しておく。

#### [6本の横軸]—北から順に

①北極海航路：まだ将来構想の域。スカンジナビア半島やアイスランドに拠点。

②シベリア鉄道

“蘇滿欧”：浙江省・蘇州—内モンゴル自治区・満州里—ヨーロッパ)。従来、25日程度かかっていたのが2016年には12日間に短縮。

③ユーラシアンランドブリッジ本線

“漢新欧”：湖北省・武漢—新疆—中央アジア—ドイツ

“義新欧”（浙江省・義烏—新疆—中央アジア—ドイツ—スペイン。福建省や広西チワン族自治区などからも欧州向けの列車が発車。

④ユーラシアンランドブリッジ支線構想

-1：モンゴル人民共和国—吉林省・図們江—日本海

-2：アゼルバイジャン—ジョージア—トルコ

⑤昆明—バングラディッシュ—インド経済回廊

⑥海のシルクロード：2013年10月、習近平主席がインドネシアで提起。ミャンマー、バングラディッシュ、スリランカ、パキスタン、更にギリシャやスペインの港に拠点。

#### [5本の縦軸]—東から順に

①哈綏俄亜海陸複合輸送大動脈：黒竜江省・ハルピン市—綏芬河—ロシアのポストチヌイ港・ウラジオストク港—韓国の釜山港。ハルピンでシベリア鉄道に接続する。

②東南アジアとの“一軸両翼”

“一軸”：広西チワン族自治区・南寧—シンガポールを結ぶ経済走廊と、昆明—シンガポールを結ぶ汎アジア鉄道の建設。

“両翼”：-1：汎北部湾经济圈。広西チワン族自治区北部湾と海のASEAN諸国。

-2：グレーターメコン经济圈。雲南省の省都昆明からメコン河流域諸国へ

③中国とミャンマーの提携

中東からの石油や天然ガスをミャンマーからパイプラインで昆明へ。

#### ④中国とパキスタンの提携

パミール高原を貫通しパキスタンにつながるルート。

#### ⑤ハンガリー―セルビア鉄道建設

2014年に中国、ハンガリー、セルビア三国がハンガリー―セルビア鉄道建設について備忘録を交わし2015年着工、2018年完成予定。

### 4.新しい胎動

地域発展のこうした動きの中で、さらなる新しい動きが始まっている。“一帯一路”構想とともに国の三大地域戦略と称されている「長江経済帯」と「京津冀（北京・天津・河北省）発展計画」である。

長江経済帯について国務院は2015年4月に<長江中流都市群発展プラン>を承認した。これは<国家新型都市化プラン(2014-2020年)>に沿って打ち出された全国初の広域都市群プランであり、武漢都市群、環長株潭都市群、環鄱陽湖都市群を主要部分とした超大型都市群で、相互間の交通や水利・エネルギー・情報などインフラの共有と融通、産業の協力発展、自然保護の協力など6つの重大任務を掲げている。

2015年後半に入ると具体的な動きが活発化した。同年6月、中流域6省市（四川・重慶・雲南・貴州・湖北・湖南）が税関業務一本化による簡素化・情報共有を進める協定を取り交わし、10月には9省2市の地級以上<sup>9</sup>の都市110を対象に復旦大学の長江経済帯研究院が算出する長江経済帯一体化指数が初めて発表され、さらに同月、47の国家レベル産業パークが会員となった長江流域産業パーク協力連盟が上海に設立された。こうしたハイテク基地が中心になって長江ベルトにおける輻射・牽引の役割に先鞭をつけようという意図が込められている。

2016年1月5日、習近平は重慶で長江経済帯発展推進座談会を開催、「自然保護を優先した緑色発展の道を歩んで、その経済的社会的効果を十分発揮し、中華民族の母なる河の活力を永遠に保持しよう」と呼びかけた。これがきっかけとなり、2016年には、春の全人代を皮切りに長江経済帯発展推進の機運が急速に盛り上がった。2017年1月5日、人民日報は同座談会一周年に当たり、下流域の富裕に比べ取り残されていた上中流地域の急速な産業発展ぶりを紹介し、2016年3月には、南昌・武漢・長沙・合肥の4省都が協力して長江中流都市群の水陸空交通ルート大幅整備を行うことで合意した。その中には大型整備プロジェクトが目白押しで、完成の暁には更なる一体化が急速に進むものと期待される。

「京津冀（北京市・天津市・河北省）発展計画」は、環渤海湾経済区を形成する三省市の地域再編・融合と合理的な産業配置により新しい地域発展モデルを創出しようという試みで、今後全国にこのコンセプトが普及していくことが予想される。勿論、北京の首都機能の回復という地域の独自性に応じた差し迫ったニーズもある。いずれにせよ、巨大な人口を擁する中国が巨大都市の膨張をそのまま放置すれば、医療・教育・交通などを含めた社会インフラは早晩パンクせざるを得ず、その限界が既に差し迫っているということでもある。京津冀地区の問題点としては以下の諸点が挙げられている。

#### ①人口過剰・交通渋滞・住宅価格高騰といった様々な社会問題

<sup>9</sup> “地級市”は中国の行政レベル。省級と県級の上に位置する。

- ②水不足や地下水の汲み上げすぎ、大気汚染など破綻寸前の環境問題
- ③地域内の各行政地域が連携を欠き、機能的産業配置ができない行政問題
- ④北京市と天津市が肥大化したことによる河北省など周辺との格差問題

2014年2月、まず、習近平が都市群の再配置や市場の一体化などを含む7方面からの改革を提唱し、これを受けて同年12月、中央経済工作会議が同計画を中国地域発展三大戦略の一つに組み入れた。翌2015年4月に中央政治局は「京津冀協同発展プラン綱要」を採択し、2016年春には、地域全体を覆うイノベーションチェーン・産業チェーン・資金チェーン・政策チェーンの形成と中国経済の発展を推進する新しい経済ベルトの完成を主旨とする「第13次5か年計画期京津冀国民経済・社会発展プラン」が提示された。「京津冀協同発展の主目標」の一つは北京市の肥大化抑制であり、第13次5か年計画で北京市の人口の上限として「2300万人」が提示された。非首都機能の北京市からの移転も画策され、2014年7月には北京市における新しい産業について禁止・制限目録が作成され、「2015年には全市で全産業での禁止制限比率を55%に、一部中心地域では79%にする」という目標も公表された。また「一般製造業、地域性物流基地と卸売市場、一部の教育・医療などの公共サービス機能、一部の行政・事業関係サービス機構の4領域に関して、時期を三段階に分けて移転を実施する」という方針も打ち出され、その受け皿の中心となる河北省とは、「厄介払い」による公害の拡散にならぬよう厳しくチェックすると共に、進んだ技術などを積極的に地方へ移植することが確認された。河北省滄州に北京初の生物医薬産業パーク開設する案や、中国のシリコンバレー、北京の中関村が河北省の保定にイノベーションセンターを開設する案はその証左と言えよう。

こうした動きを受け、2016年9月、国務院は「北京の全国イノベーションセンター建設強化全体方案」を作成し、2030年に向けた計画を提示するとともに、2017年4月には、河北省保定市に、深圳経済特区・上海浦東新区に匹敵し、北京・天津と正三角形を形成する雄安新区設立を決定した。

以上、第一部では現代中国社会に有史以来と言っても過言ではない劇的な変化を招来しつつある産業構造の改革とそれに連動する幾つかの主たる要素について言及した。勿論、それぞれが大きなテーマであり、詳細を論じようとすれば容易にそれぞれが一冊の書物になり得るテーマである。本稿ではそれらのテーマに関して今何が起きているのかを端的に捉え、その動きの本質を見極め、且つそれらの要素を連動させ、複眼的に捉えることで、次章の「伝統文化の再構築」を考える基本的要素とすることができれば、所期の目的は達したと言えよう。

それゆえ、産業構造改革の中核を為すIT革命、ビッグデータ、クラウド、モバイル、AIやドローンについては、敢えて本稿で詳細に触れることはせず、別に機会を設けることでお許し願いたい。ただ、これらの面に関して我々が最低限共有しておかなければならないポイントには以下の諸点が挙げられる。

- ①中国において日々怒涛のようにこれらの技術を駆使した新ビジネスが誕生していること。
- ②スマホの急速な普及が世界に類を見ないスマホ社会を生み出しつつある事。
- ③その象徴がシェア経済であり、この面でも新ビジネスが絶えず出現していること。

- ④ ネットビジネスの隆盛が小売形態や金融システムに革命的な変化をもたらしていること。
- ⑤ どんな辺鄙な農村もネットビジネスによる経済発展が可能になったこと。
- ⑥ これらの新技術を駆使した情報統制、住民監視が網の目のように張り巡らされ、治安維持体制を盤石にする一方、それゆえに将来生じるであろう不可避的な問題を予見させる。

特に⑥の点については、伝統文化の再構築がその過程でどういう役割を果たすのか、果たしうるのかが注目される。なお、政府の今後の改革の方向性を知るために、参考までに2017年春の全人代で掲げられた「八つの重点項目」を紹介しておく。

#### 「八つの重点項目」

##### 1) マクロ経済政策の安定的整備と、経済の合理的な範囲内での運営。

- 積極的な財政政策と穏健な通貨政策。財政赤字を3%（2018兆元）に引き上げる。
- 金融体制改革の推進。利率の市場化の促進。為替システムの整備。

##### 2) 供給側構造改革の強化と持続的成長力の持続。

- 行政の簡素化、権限の放出、職能の転換→指導から支援へ。行政に対する監督の強化。
- 国有企業改革、民間活力の導入、起業潜在力の喚起。過剰生産能力、ゾンビ企業の淘汰。
- 品質の向上、製造業のアップグレード、現代サービス業の育成。

##### 3) 国内需要の発掘、拡大。

- 消費主導の経済成長推進。O2Oの推進。物流業発展の推進。
- 養老・健康・家政・教育訓練・文化スポーツ・観光事業の発展。
- 交通インフラなど公共投資の拡大。地域発展の推進“京津冀協同発展”“長江経済帯”
- 新型都市化の推進。①農民の市民化促進と戸籍制度改革。②都市住宅制度の健全な発展。

##### 4) 現代化農業の発展推進。

- 農村土地問題（所有権・請負権・経営権）の合理的改革。
- 家庭農場・専業大規模農家・農民合作社など新型経営主体の育成と農業支援の強化。
- 農業構造の調整。例：トウモロコシの作付け面積を減らし、在庫を調整、価格を安定化。
- 貧困人口の貧困脱却支援。ネット商取引の整備。自動車道路・電力網の整備、水の供給。

##### 5) 対外開放のレベルアップ。

- “一帯一路”関係。
- 自由貿易地域戦略の推進。
- 外資の積極的利用。中西部地区への誘導。
- 装備・技術・基準・サービスの対外進出、中国ブランドの創出。
- 対外貿易推進：税制、優遇政策、手続き簡素化、先進技術・部品・原材料の輸入促進。

##### 6) 環境対策の強化と緑色発展の更なる発展。

- 大気汚染・水汚染対策。省エネ環境保護産業を経済の柱となる主要産業の育成。
- 生態の保全・修復を強化。

##### 7) 民生の改善と社会建設の強化。

- 就職と起業の支援。2016年大卒者765万人。農民工技術支援2100万人。

- －質が高く公平な教育の実現。特に中西部地区の支援。
- －医療ネットワークの改革と構築。行政レベル別分担、地域密着型ドクター。
- －食品薬品の安全担保。
- －社会保障ネットの整備。老人・身障者・生活困難者に対する社会保障の整備。
- －文化産業の育成。

#### 8) 政府自身の改革：行政能力の向上とサービスのレベルアップ。

- －“法治政府・革新政府・廉潔政府”

## 第二部 中国の産業構造改革を支える伝統文化再構築への試み

### 第一章 中国の伝統文化に対する習近平の認識

中国の伝統文化に対して今どのような再認識が進められているのだろうか。最近人民日報に発表された主な評論・記事から、その基本的な認識と議論の深化、そのプロセスと内容を検証することとするが、その前にその前提とされている習近平の思想を確認しておこう。

#### 1. 習近平の経歴

習近平の思想を探る上で、彼の生い立ちを頭に入れておく必要がある。簡潔に年表形式でまとめると以下ようになる。

「習近平の略歴」

1953 年生まれ。父は習仲勳（“西北王”と呼ばれた実力者）

1959 年、北京の八一学校へ入学

1962 年、父、習仲勳失脚。母は文革で五・七幹部学校（幹部対象強制労働所）に

1969 年、反革命分子として陝西省に下放（15 才）。その後、延川県文安駅人民公社梁家河大隊知識青年、党支部書記

1975 年、北京の精華大学に推薦入学

1978 年、習仲勳復活（政治協商会議常務委員）

1979 年、国務院弁公庁、中央軍事委員会弁公庁秘書

1982 年、河北省正定県党委員会副書記

1985 年～2002 年、福建省で在職、最後は福建省党委員会副書記、省長

1998 年～2002 年、清華大学で法学博士の学位を取得

2002 年～2007 年、浙江省で在職。最後は浙江省党委員会書記、省人代常務委员会主任

2007 年、上海市党委員会書記

2007 年、中央政治局常務委員・中央書記処書記、中央党学校校長

2012 年、中国共産党総書記

上記の経歴が習近平の人格・思想形成に与えた要素を整理する。

要素①：父は毛沢東も一目置いた中国西北部の実力者、共産党大幹部。

→共産党の「名門」の家柄（プライド・自負）。

要素②：父の失脚と文革時の家族への迫害。

→挫折（屈辱感、庶民との触れ合い、不屈の精神）。

要素③：文革の終息と父の復活でチャンス到来

→中央軍事委員会弁公庁秘書に破格の抜擢（政治家への志）。

要素④：地方官僚の経験

→河北省で3年、福建省で17年、浙江省5年、計25年間（視野の拡大：長江以南で22年、太平洋側への関心）「様々な派閥との人間関係の構築」

要素⑤：江派と胡派の妥協の産物で総書記へ

→強力な自前の支持基盤がない（支持基盤の育成が急務）。

これらの要素を分析すると、習近平が陝西省時代からの読書を通してその政治哲学を確立する上で拠り所としたであろう中国の歴代統治者の中で、特に二人の人物が浮かび上がる。その一人は前漢の宣帝<sup>10</sup>であり、もう一人は明の永楽帝<sup>11</sup>である。

前漢の宣帝劉詢は、武帝が一代の勢威を極めつつも統治末期には混乱に陥れた漢の治世を立て直そうとし、その端緒をつけつつも21歳にして病死した昭帝の後を継いで見事にこれを立て直した名君であったが、その生い立ちには、皇室の一族でありながら非常に逆境で育った経歴があった。

武帝の猜疑心が引き起こした呪詛事件に連座し、曾祖母の衛皇后と祖父の戾太子は自殺、父母もまた殺害され、劉詢自身も祖母とともに入牢し、武帝から殺害命令も出たが、幸い心ある小役人の庇護によってかろうじて生き延び、のちになって武帝に許され、やっと出牢が適った。この経歴は、習近平が父、習仲勳の失脚で文革時に家族ともども迫害に遭い、自身も反革命分子のレッテルを貼られて下放させられた経歴と重なる。劉詢が他の皇族子弟と異なり、社会の底辺で育ち、民衆の苦しみを肌で感じ、役人の横暴をその目を見たことも、習近平のそれとオーバーラップする。

昭帝の死後、後継者選びが行われた時、重臣の霍光が確固たる権力基盤を持たない劉詢を御しやすいとして帝位に付けたことも、江沢民らが、共青团や特定の産業閥など確固たる地盤や人脈を持たない習近平を胡錦濤の後継者としたことと類似点がある。霍光死後、宣帝は着々と地歩を固め、時を待って一挙に数万人を肅正し、その権力基盤を不動のものにし、権力を自らの手に集中させた。

次に宣帝が行ったのは不正を働く役人の摘発であり、一時廃止されていた刺史<sup>12</sup>を復活させ、腐敗を取り締まる一方、官吏の任官時には誓約書を書かせ、厳しくチェックした。また、司法制度を整えて法治を推進した。この面でも、今、習近平が行っていることとウリ二つと言えよう。また、経済政策では物価の安定と廉価な供給に努め、消費を喚起し、対外政策では、西域南北両道などの各民族との融和も進めた。これも習近平のシルクロード経済圏政策と大いに共通点がある。

明の成祖永楽帝と習近平は特にその対外政策において類似性が高い。また、漢民族の勢威を世界に示そうという点でも共通点がある。簡単にまとめると以下のようなになる。

<sup>10</sup>前漢第7代皇帝宣帝劉詢（BC 91年～BC 49年）

<sup>11</sup>明朝第3代皇帝成祖永楽帝朱棣（AD1360年～AD1424年）

<sup>12</sup>官名。地方行政監察官。



#### [永楽帝の対外政策]

- 対北方 : 五回の遠征でタタール部・オイラト部を制圧。  
対東北 : 女真族を制圧、黒竜江沿いまで版図拡大。  
対西方 : ティムール帝国等と積極的に交流。  
対チベット : 間接的統治を実現。  
対南方 : ベトナムの王朝を滅亡させ、直接統治を実現。  
鄭和の大艦隊を南海に7回派遣。東南アジア-南アジア-中東-アフリカ東岸の30カ国以上と通商。“宣徳化而柔遠人”、“経済大海”  
その他 : 李氏朝鮮を服従させ、足利義満を日本国王に冊封し、琉球王朝を服従させる。

#### [習近平の対外政策]

「“周辺” “陸上” “海上”」は中国外交の基本設計であり、どれ一つでも欠けてはならない」広東国際戦略研究院周方根教授（人民日報 2014. 6. 27）。

- 対北方 : モンゴルの取り込み。  
対東北 : 黒竜江省のハルビンを中心に対ロシア貿易を発展。  
対西方 : ユーラシアンランドブリッジ、シルクロード経済圏の構築。  
対チベット : 対新疆も含め強力な漢化政策を推進。  
対南方 : **西沙諸島・南沙諸島**をめぐる紛争と北部湾経済圏構想。アセアン諸国を中華経済圏に誘引。海のシルクロード構想。  
その他 : 対韓、対日政策の行方。

## 2. 伝統文化再構築に対する習近平の認識

習近平はその主張する「中華民族の偉大な復興」、「『中国の夢』の実現」についてこう語っている。

「今日、誰もが中国の夢について論じているが、中華民族にとって近代以降の最も大きな夢と言え、その偉大な復興にはかならないだろう」<sup>13</sup>

すなわち、習近平が掲げる「中国の夢」とは、中華民族の偉大な復興を実現するための象徴的表現であり、その具体的目標こそが前述の「二つの百年」という努力目標である。

これについて2017年の19全大会はさらに以下のように詳しく言及している。「今から2020年までは小康社会を全面的に形成する決戦の時である。19全大会と20全大会の間は“二つの百年”という努力目標の過渡期になる」

「2020年から今世紀中葉までは二つの段階に分けられる。第一段階の2020年から2035年は小康社会の全面的な実現を踏まえてさらに努力すべき15年であり、社会主義現代化をほぼ実現する。第二段階の2035年から今世紀中葉まではそれを踏まえて更に15年間奮闘し、我が国を、富強で民主的かつ礼節があり調和した美しい社会主義現代化強国に築き上げる」

---

<sup>13</sup> 2012年11月29日、＜復興の道＞展示参観時におけるスピーチ。

「中華民族の偉大な復興」という悲願の背景には次のような思いが込められている。

①中華民族はかつて輝かしい文明を築き、世界文明の発展に大きく寄与した。康熙・乾隆帝の絶頂期に中国の経済規模は当時の世界の三分の一にも達した。

②1840年のアヘン戦争ののち、中華民族は百年に渡る外敵の侵入と屈辱、国内の戦乱に遭遇し、甚大な災難と苦痛に見舞われ、悲運の連続だった。

③民族の復興は近代中国人民の奮闘目標になり、梁啓超は『若い中国』を提唱し、孫文は『中華の振興』を呼号、李大釗は『中華民族の再生再建』のために戦った。

④中華民族復興の夢とは、170年余り前の恥辱を雪ぐことであり、世界の多くの民族の中に再び聳え立つことである。これは列強台頭時の覇権の夢とは異なる。

### 3. 習近平の引用した古典の語句

2014年に上海交通大学より出版された『平易近人—習近平的語言力量』の詩文引用篇には習近平のスピーチに古典から引用された主な語句24篇とその出典が記されているが、そのすべてが中国の文献で、出典別統計を取ると以下ようになる。

#### ★先秦時期思想書計15篇

儒家：8篇（四書『論語』『大学』『中庸』『孟子』計4篇/『荀子』3篇）

道家：3篇（老子『道德経』2篇/莊子『逍遙游』1篇）

その他4篇（『周易』/法家：『韓非子』/墨家：『墨子』/『管子』）

#### ★史書計5篇

『史記』/『後漢書』/『三国志・蜀書』/『三国志・魏書』/『新唐書』

#### ★『世説新語』2篇

#### ★個人の作品4篇

諸葛亮『出師表』/唐末、尚顔の詩『送朴山人帰新羅』/北宋、胡瑗『松滋県学記』/林則徐の対句ちなみに諸子百家からの引用15例は以下のとおりである。

①“苟日新，日日新，又日新” 出典：『大学』

「まことに日に新たに、日々に新たに、また日に新たなり」

②“治大国如烹小鮮” 出典：老子『道德経』

「大国を治めるとは小魚を料理するようなもの」

③“兄弟同心，其利断金” 出典：『周易』繫辞上

「二人が力を合わせれば、その鋭利な刃は金属をも断ち切る」

④“積土為山，積水為海” 出典：『荀子』勸学・儒効

「土を盛って山にし、水を蓄えて海にする」

⑤“水之積也不厚，則其負大舟也無力” 出典：莊子『逍遙游』

「水が少なければ大きな船を浮かべることはできない」

⑥“合抱之木，生於毫末；九層之台，起於累土” 出典：老子『道德経』

「一抱えもあるような大木でも、小さな苗から育つ。九層の建築物も土を積むことから始まる」

⑦“物必先腐，而後虫生” 出典：『荀子』勸学篇

「物が腐ってから虫が生じる」

- ⑨ “見善如不及，見不善如探湯” 出典：『論語』季氏

「善を目にしたら、求めて足らざるを補い、不善を目にしたら、熱湯に手を入れる如く素早く避ける」

- ⑩ “学者非必為仕，而仕者必為学” 出典：『荀子』大略篇

「学問のある者が官吏になるとは限らないが、官吏たる者、学問をしなければならない」

- ⑪ “学而不思則罔，思而不学則殆” 出典：『論語』為政篇

「学ぶだけで考えないのでは理解できない。考えるだけで学ばないのでは危うい」

- ⑫ “以其昏昏，使人昭昭” 出典：『孟子』尽心下

「自分は解っていないのに、人に解らせようとする」

- ⑬ “博学之，審問之，慎思之，明辨之，篤行之” 出典：『礼記』中庸

「幅広く学習し、詳細に尋ね、慎重に考え、はっきり見分け、誠実にこれを実行する」

- ⑭ “宰相必起於州部，猛将必發於卒伍” 出典：『韓非子』顯学篇

「宰相は必ず州部から出、猛将は必ず士卒から出る」

- ⑮ “尚賢者，政之本也” 出典：『墨子』尚賢上

「賢者を尊ぶことは、政治の大本である」

それぞれ、国際関係への対処、仕事や学問に取り組む姿勢、腐敗への向き合い方などに関わっていることが見て取れ、習近平の説く伝統文化の再構築という考えの一端を垣間見ることができる。

## 第二章 人民日報における伝統文化の再構築に関わる主な評論

関連する最近の主な評論は大まかに以下の4種に大別される。

- 1) 習近平の「中華民族の偉大な復興」、「中国の夢の実現」というナショナリズムに沿った、「文化強国」を目標に置いた論調。
- 2) 上記1) を学問的に掘り下げて、そもそも中国文化の本質・根源は何か、を探る観点。
- 3) その中国文化を如何に伝承し、現代化し応用するか。
- 4) 中国文化をいかにして諸外国に理解させるか。他の文化・文明といかに共存するか。

現段階は1) の段階から、2) 3) の段階に力点に移りつつある。4) はまだ緒に就いた段階だが、この視点から論じる質の高い論文や書籍も出現し始めている。以下上記の分類順に、その内容を検証する。

### 1. ナショナリズムをベースに「文化強国」を取り上げた論調

☆「建文化自信，凝聚精气神」（中央文化管理幹部学院教師、李紅輝 2015. 1. 22）

李紅輝は中国文化の誇るべき点として以下の4点を列挙し、そのキーワードを示している（太字部分）。

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ①高い包容性-様々な観点を受容-諸子百家。 | “和而不同”      |
| ②人を大事にする。             | “以人為本”      |
| ③道徳を重んじる-儒家。          | “仁・義・礼・智・信” |

“温・良・恭・儉・讓”

④時代の変化に順応する。

“苟日新，日日新，又日新”『大学』

☆「文化自信的底气所在」（中山大学文化研究所長、李宗桂 2015. 11. 29）

李宗桂は中華民族のアイデンティティの最大公約数として“根”と“魂”を提示し、「中華の優秀な伝統文化」は「社会主義の核心的価値観」とほぼ同じであると論じ、それを具現する言葉を列挙した。

“講仁愛、重民本、守誠信、崇正義、尚和合、求大同”

“道法自然、天人合一、為正以德、和而不同、自強不息、厚德載物、天下為公、義以為上、知行合一、己所不欲勿施於人”

“格物致知、誠意正心、修身齊家治國平天下”

☆「在文化自信中吸取深沉力量」（王弢 2016. 7. 15）

王弢は習近平“七一講話”（2016. 7. 1）における「四つの自信」（“文化・道路・理論・制度”の自信）をベースに「経済の中国」から「文化の中国」へと視点を拡大するよう訴え、中国の伝統と実践は西洋の価値基準と異なる独特の思惟方法であり、「中国の智慧」とであると定義し、これこそが人類を自殺の道から救う、と説いた。

☆「文化自信的深厚歷史底蘊」（西北大学元学長、思想史家、張豈之 2016. 9. 2）

張豈之は5000年の歴史で育まれた文化という側面から、習近平が2014年に中仏国交樹立50周年で行ったスピーチを紹介し、老子・孔子・墨子・孟子・莊子などの諸子百家は今日でも世界的文化的意義を有するとして中国文化の豊かさを強調し、その具体例として、哲学面における儒家と道家、政治面における儒家と墨家、自然科学面における墨家の思想を挙げるとともに、多民族融合国家における中国文化の特性と漢字文化の独特の存在意義を説いた。

「筆者評」

これらの評論に共通する特徴はいずれもが「文化自信」という言葉を標題に含ませていることである。そういう評論を特に選んだわけではなく、この1.のカテゴリーに属する主要な評論を2015-16年の2年間の中から選んだ結果であることから、伝統的な中国文化の再構築が、まず自らの文化に対する自信を取り戻す作業から始まったことを示す。言い換えれば、「伝統的な中国文化を支えた思想は決して過去の封建的な古臭い思想ではなく、今日にも通用する価値を持っている」ことの再確認である。ただ、そこに挙げられた言葉は既に人口に膾炙した孔孟の教えが中心であり、過去においては4歳の児童でも暗唱していた言葉を改めて民族の記憶から呼び覚ます作業でもあった。

とは言え、新しい認識も垣間見られた。張豈之氏が多民族融合国家における中国文化の特性と漢字文化の独特の存在意義を説いたことは重要な視点というべきだろう。

## 2. 中国文化の本質・根源は何かの探求

☆「中華文化是個大包容概念」（中国芸術研究院終身研究員、劉夢溪 2015. 6. 16）

劉夢溪は二つの要素を確認した。その一つが両河文明である。古くから中国文明と言えば黄河文明が代名詞であったが、長江流域の遺跡の発掘と考古学の技術的進歩がかみ合っ、両河文明という捉え方が一般的になった。しかし、今ではこの言葉でさえ過去のものとなりつつある。すなわち、紀元前 3000 年～3500 年頃、中国各地に古代文明が存在していたことがほぼ確認され、更にそれ以前の痕跡さえ垣間見られているからである。劉夢溪はまた、儒仏道三教合一も中国文化の特徴として挙げた。これまた重要な指摘であることは疑いない。

☆「读懂早期文化中国」（嚴文明 2015. 10. 2）

嚴文明は紀元前 3000 年～3500 年以前の痕跡として B C 6000 年～4000 年頃の中国早期文化を考察している。すなわち中国の根源はどこにあるのか、中華世界はいかにして構築されたか、というテーマを突き詰めようとしている。

☆「民族復興需要文化整合」（中国民族学会常務副会長、何星亮 2016. 2. 3）

何星亮は、なぜ世界文明の中で中華文明だけが現代まで延々と続いたのか、という点にテーマを絞り、結論として、秦漢以来の「文化整合」の賜物であるとし、秦の始皇帝による様々な統一（書同文・車同軌・度同制・行同倫・修秦律）、漢・楚文化とその整合、儒家を中心とした中華の主流となる価値観・倫理観の形成を挙げた。そして、中国文化の文化整合力を現代にどう生かすかが今後の課題であるとした。

☆「志書古今 啓迪未来」（中国社会科学院院長、王偉光 2016. 5. 27）

王偉光は中華文明の伝承に大きく貢献した存在として、特に地方志に焦点を当て、中国特有の文化伝統として捉えた。同氏の指摘によれば、2015 年 10 月時点での編纂完成数は、省・市・県志 8000 種以上、部門・産業・専業・郷鎮村志 27000 種以上、地方総合年鑑 300 種以上、旧志整理 2500 種以上となっている。

☆「依托文化大伝統找尋文化根脈」（上海交通大学講習教授、葉舒憲 2017. 1. 25）

葉舒憲は文字文化（小伝統）探究から玉文化（大伝統）探究へと視点を転換して三皇五帝の古文化を探究し、華夏文化誕生に迫った。

「筆者評」

これら 2. のカテゴリーに属する評論は、中国古来の文化のエッセンスを漠然と捉えるのではなく、最新の考古学の成果を忠実に踏まえつつその根源を探索し、中国文化の核が如何なるプロセスを経て形成されたか、また、その形成過程故に中国文化が如何なる特性を包含しているのかを解明しようという試みである。

ここでいう最新の考古学の成果について簡略に紹介しておこう。1996年、政府は国家的プロジェクトとして「夏商周断代工程」をスタートさせた。これは主として紀元前2000年頃までを範囲とする。続いて「中国古代文明探源工程」がスタートしたが、これは紀元前3500年頃までを範囲とするものであり、これにより浙江省の良渚文化、山西省の陶寺遺跡など、紀元前3000年ころの文化の存在とその内容が徐々に明らかになり、それら各地の文化が相互に作用しつつ融合して紀元前2000年頃夏王朝が成立し、今日の中華文化の基礎を形成したことが徐々に解明されたのである。

何星亮氏はこうした中国文化が多様な文化の融合文化であることに焦点を当て、歴史上いかなる「文化整合」があったかを論じた。劉夢溪氏は古代における文化融合に焦点を充てつつ、後天的要素として儒仏道三教合一の与えた文化的影響に言及することを忘れなかった。葉舒憲氏は近年脚光を浴びている紅山文化をはじめとする玉文化に光を当て、文字文化（小伝統）探究から玉文化（大伝統）探究へと視点の転換を迫った点で、中国古代文化とその交流の解明に新しい視点を提供していることが評価されよう。一方、王偉光氏による地方志の存在の提起は地道な研究者の学問的姿勢として高く評価されてよい。

### 3. 中国文化を如何に伝承し、現代化し応用するか

☆「推動優秀傳統文化的現代性轉化」（精華大学教授、吳潛濤 2015. 7. 15）

吳潛濤は伝統文化を唯物史観で捉えなおし、洗練することを説いた。

☆「中華文化要“自己講”“講自己”」（中国人民大学一級教授、張立文 2015. 8. 31）

張立文は近代以降中国が国際的に“主導権”・“発言権”を喪失し、主体性を喪失して、“照着講”、“接着講”（受け売りをし、追随する）ことに慣れてしまった点を指摘し、“自己講”“講自己”（自分で語り、自分を語る）ことへの転換を主張した。その上で中国文化の価値システムとして“開放包容”を挙げ、“開放”とは“致广大而尽精微”であり、“包容”とは“極高明而道中庸”である、とし、その実例として、後漢・明帝の時代のインド仏教の流入に端を発した儒仏道三教の融合と、現代における“外為中用”“西為中資”を挙げ、それを可能にしたのが中国文化に備わっている“唯變所適”、“与時偕行”の精神である、と指摘している。氏はさらに中華文化発展の経過を以下のように区分した。

先秦・草創期      → 秦漢・基礎確立期      → 魏晉南北朝：発展期  
→ 隋唐・深化期      → 宋元明清・極盛期      → 現代・革新期

☆「在世界範圍開中國文化研究」（北京外大國際中國文化研究院院長、張西平 2015. 9. 2）

張西平は外国の中国研究、すなわち海外漢学と海外中国学に焦点を当てて論じた。同氏は、歴史的に見て、東アジア漢字文化圏には日本の漢学による豊富な成果があり、西洋には“遊記漢学” → “宣教師漢学” → “專業漢学”と言った系譜が存在し、また近代以降の西洋漢学・日本漢学には優秀な学者とその研究業績があり、現代では新たな海外中国学が勃興している点を指摘し、海外漢学と海外中国学に対する研究を深めることを提唱している。

☆「中国文化的活力」(福建省中国特色社会主义理論体系研究センター研究員、南帆 2016. 10. 13)

南帆は晩清以来の西洋文化思想の流入に対して二つの立場が存在したことをまず指摘する。その一つが、西洋の文学理論が一世を風靡して中国古来から確立された文学理論を駆逐したことによる“失語症”的立場であり、もう一つが、“他山之石，可以攻玉”と捉えつつ「西洋の概念の摂取は西洋化とイコールではない、自分の民族を強くするためだ」と説く、魯迅などに代表される立場である。

その上で氏は、「中国文化・西洋文化・伝統・現代」をキーワードとして取り上げ、[西洋文化・現代]対[中国文化・伝統]というステレオタイプの仕分けに対し、[西洋文化・現代]＝“崇洋媚外”なのか、[中国文化・伝統]＝“固歩自封”なのかと疑問を呈し、漢字の発展、文学の発展は中国文化の創造力の賜物であり、中国文化の特徴を如何にして当面の現実と緊密に結び付け、連動させるか、と問題提起している。

「筆者評」

呉潜濤氏の論調は、中国の伝統文化と唯物史観はどう整合するのか、という大方の疑問に正面から応えようとする試みの一つである。この議論は今後も主要なテーマとして継続されていくだろう。張立文氏の論はナショナリズムの色彩が強いが、中国文化の価値システムとして“開放包容”を挙げることにより、それによる国外からの反発に対処しようとするパターンの代表的な論調であろう。同氏の中華文化発展経過の区分は中華文化生成への問題提起であり、その区分がどこまで普遍的に認められるかについては中華文化の様々な側面からの実証的研究が必要になる。南帆氏は、[西洋文化・現代]対[中国文化・伝統]というステレオタイプの仕分けに対して新しい視点を提示しようとする試みはいるが、さらなる掘り下げが必要になる。この問題を別の視点から捉えなおそうとするのが海外漢学と海外中国学に焦点を当てた張西平氏の評論で、他者の目から自国文化を客観的に捉えなおそうとする試みは斬新である。

2017年1月25日、中共中央弁公庁、国務院弁公庁は<關於實施中華優秀傳統文化傳承發展工程的意見>(中華優秀傳統文化傳承發展プロジェクト実施に関する意見)を打ち出し、以下の目標を掲げた。

①2025年までに中華優秀傳統文化發展体系を基本的に確立。

→研究・教育普及・保護傳承<sup>14</sup>・革新・伝播と交流

②中国の特色・風格・気品を具えた文化製品の開発

③中国文化への自覚と自信の強化

④中華文化の国際的影響力の顕著な向上

#### 4.他の文化・文明といかに共存するか。

☆「跨文化交流要超越二元对立」(中国社会科学院欧州研究所長、黄平 2014. 11. 27)

<sup>14</sup> この点について、人民日報 2017. 2. 10 は中華炎黄文化研究会許嘉璐会長による「文化傳承要靠人」という評論を掲載している。

黄平は欧州研究所長という立場から、東西文明間の文化交流について、「不変と特殊」、「現代と伝統」といったような単純化した二元対立思想に付和雷同することからの脱却を提唱し、そのよすがとして、文化の多様性という前提への認識・理解挙げ、中華文化の多様性と包容性に着目している。

☆「比較文明視野下的中国文明特色」（精華大学歴史系教授、張国剛 2016. 4. 27）

張国剛は世界の文明を以下の三大タイプに分けて捉えた。

①中国を代表とする東方文明

②ヨーロッパを代表とする西洋文明

③南アジア・西アジア・北アフリカという世界三大宗教の発祥地である中近東文明

そしてその中で中国文明の特色は何か、という視点から以下の項目を挙げた。

①郡県制などの統治制度や国家財政の税制システム。

②市場化された商品経済。通貨の発達。

③道徳を本とした社会制約メカニズム。

中国：家庭を中心とした倫理関係。

西洋：宗教的基盤。

④中国：比較的独立した地理環境→王朝の危機はあっても文明の危機はない。

☆「文明因交流互鑑而多彩」（中国比較文学学会元会長、楽黛雲 2016. 7. 18）

楽黛雲はグローバル化を、“和実生物, 同則不継”（異なるものが協調してこそ和の境地に）と表現している。

「筆者評」

黄平氏の評論についてまず注目すべきは、この評論が2014年に発表されていることである。議論とそれに伴う認識の深化という過程から言えば、このカテゴリーは最も深いレベルに位置すべきもので、それゆえ本論の分析でも4番目に置かれているのだが、欧州研究所長である氏が初期の段階ですでにこの視点を掲げ、当時始まった議論が偏狭なナショナリズムという誤った方向へ向かわないよう警鐘を鳴らしたことは評価に値する。

張国剛氏が掲げた中国文明の特色のうち、①と②は統治制度・経済システムの観点からその独自性を捉えたものである。また、③において西洋のキリスト教的倫理基盤に対して中国の家庭を中心とした倫理関係を提示したことは、忠孝という倫理関係が国家の枠組みまでも規定している中国独自の社会基盤を指摘したものとして重要である。④の指摘も中国文化を理解する上で極めて重要な視点であり、中華思想に見られるその功罪は夙に指摘されているものだ。楽黛雲氏の指摘で重要な点は「和の境地」の提示である。「和」の精神は「異なるものが協調すること」であり、「和して同ぜず」の言葉で表現されるように、決して統合・融合と同義ではない。違いを認め、その存在を許容し、相互作用を図ることで「1+1」を3にも4にもでき、また、大幅な協調的發展を図り得る更なるパワーを形



成することもできる。「小異を残して大同につく」は単なる妥協ではなく、「統籌兼備」も部分の特徴を尊重し、それを活かしつつ全体的な計画を立案することであって、単純な上意下達式の統一計画の立案ではない。グローバル化にこの視点が欠けることがいま世界各地で起こっている分離独立運動や民族紛争・宗教紛争の根源である事を考えれば、氏のこの指摘は極めて重要である。

## 結び

新産業革命とそれに伴う経済改革・産業構造改革は不可避免的に中国 5000 年の歴史が築いてきた文明自体を根底から揺り動かす力を秘めている。しかし、それは伝統的な中国社会、その根底を為す中華文化、その総和としての中華文明の崩壊を意味するものではない。

その一方で、このような動きは、まず先に伝統的文化の変動が起きるのではなく、新産業革命とそれに伴う産業構造改革によって多くは知らず知らずに、また多くはやむを得ず生じたものでもある。それゆえともすれば受動的になり、更には被害意識をも醸成しやすい。日本の幕末における尊王攘夷はその典型であり、そこから脱却しきれなかった加賀藩などと、いち早く受動を能動に切り替えた長州藩との対比は鮮明である。

やむを得ず変動を迫られ、転換を余儀なくさせられる過程で生じるのは、己という存在に対する再認識だろう。これも二つの側面を持つ。一つは狭隘な愛国主義・排他主義に陥ることであり、近年の日本における偏狭な愛国主義者たちによるネガティブキャンペーンはその好例である。一方で、これらの圧力は日常性の中で忘却されていた自分たちの国家伝統や民族文化に対する健全な再認識を促し、固有の文化の再発見と、それを新しい変化の中でどう発展継承させるか、というプラス思考をも導く。その中で客観的思考に優れている人々は、己の文化に足らざる要素に気づき、それらの外部からの摂取と消化を図るとともに、自国の文化をどう他者に理解させ、受け入れさせるかにも意を注ぐ。

今、中国はまさにこの岐路に立っており、政権が掲げる二つの百年努力目標達成へのプロセスでこの面での工夫と成果が得られなければ、その努力も「仏作って魂入れず」に等しく、一時的な物質的繁栄は得られても、ITを存分に駆使した強権政治を維持しなければならないことは目に見えている。

中国政法大学終身教授であり、元中国社会科学院哲学研究所副所長・文化研究センター主任であった李徳順氏は以下のように述べている<sup>15</sup>。

「まさに近代化へ向かっている中国社会は、実質上深刻で困難な社会転換—伝統的自然経済・計画経済体制から近代市場経済への転換を経験している。この過程において、至る所で文化的変化の芽吹きと必要性を感じることができる。全く新しい経済体制と経済生産は、新たな文化的内包を形成してこそ初めて成熟するものであり、さもなければ、一切の経済改革と社会変革は真に実行に移すことができず、一切の経済的・政治的な発展の成果が強固なものとなることはあり得ない。まさにこのようであるために、新旧文化間の衝突は、多くの経済問題・政治問題・社会問題、道徳と信仰の危機などを通じて現れ、転換の時期に特有の矛盾を構成したのである」

---

<sup>15</sup>李徳順著『中国文化論』第二版2010年再修訂版（訳書：2017年10月かもがわ出版）P19～20。

「伝統的中国社会は階級制の基礎の上に築かれた礼節を尊ぶ専制主義である。中国がもし見事に社会主義的市場経済システムを建設するならば、それと互いに適応する現代政治文明を建設せねばならず、「自由・民主・人権・憲政といった、西洋に始まり普遍的な価値を持った文化理念や価値観をどのように取り扱うか、といった様々な政治的文化的な問題もきちんと解決せねばならない。そして、どのようにして公共権力の本質を扱いながら合理的な公共権力システムの関係を確認するかを解決すべきであり、人治と法治、道徳と法律などの間の関係を解決せねばならない」

氏はまた、狭隘な民族主義・愛国主義へ警鐘を鳴らし、こうも述べている（P370～374）。

「我々のいわゆる“中国文化”とは、あらゆる民族が共同で繁栄し、平等に交流し、合流して出来上がる一種の多様化し統一された「大文化」であり、各民族の自立という基礎の上に団結し調和する中国民族全体の文化である」

「それは各（狭義の）民族およびその文化資源を基礎とし、中国民族の共存共栄という運命を紐帯とし、（狭義の）民族文化を超越する中国民族共有の精神的なふるさと（家園）を形成し、中国各民族共通の個性と特徴、利益と要求、理想と信念などを体現する」

「残念なのは、思想理論界にはこうした問題に自覚的な意識がない人々がいて、中国文化に言及するとき、眼中に儒家や道家などの漢文化しかなく、少数民族の問題を語るようになってようやくその他の民族文化に触れ、あたかも前者は中国文化と同じであって、民族とは無関係、後者は民族文化でしかなく、中国文化とは無関係であると考えることである」

「さらに不安にさせられるのが、近年狭隘な民族主義が興起する過程での流行語である。例えば最近の数年間、“華夏儿女”（中国の子ども）、「炎黄子孫（炎黄子孫）」（炎帝と黄帝の子孫）、「龍的传人”（龍の末裔）といった類の言い方が世の中を席卷している」

本稿で明らかにした如く、中国では伝統的な大家族制が崩壊し、核家族化が進むと同時に、「女性は天の半分を支える」という共産党のモットーをバックに、女性の社会進出も加速度を増し、伝統的家父長制の崩壊に拍車をかけている。そのことはまた、急速に進行している高齢化への対処という社会保障問題にも大きな影響を与え、老人の介護問題を解決するために“社区”という地域社会によるサポートや、民間ボランティアの力に頼らざるを得なくなっているが、無論それだけでカバーしきれるものではなく、政府が民間資本からサービスを買上げる形式に期待がかかっている。しかし、こうしたサポートははまだ相応の「善意」によるサポートに大きく依存しており、究極的にはやはり人治に頼らない公正な制度的保障、経済的インセンティブが必要で、それがなければ存分には機能しない。

現在、習近平政権が推進している伝統文化再構築の最大の矛盾は、李徳順氏が指摘した如く、伝統的中国社会が階級制の基礎の上に築かれた礼節を尊ぶ専制主義であり、そこから生まれた家族主義的倫理基盤の国家形態への適用は、その専制主義的概念の払拭と、それを補う新たな理念的補強が無ければ、到底、新産業革命による新経済体制には対応しきれないということである。これは、儒教の倫理概念が体制維持優先の概念であり、ともすれば個に対する救いがなおざりにされていること密接に関連する。

新産業革命において解決すべき第二の問題は、中国文化が西洋文化に比して科学的精神が不足していることであろう。先端技術の開発では先進国に迫るものがあるが、伝統文化の現代化という側面から捉えれば、この点の克服が依然として大きなネックである事は疑問の余地がない。

第三の問題として挙げられるのが、様々な評論にも登場している中国文化の多様性という特徴である。中国文化自体が多様な文化の集合体であり、「和」の精神に基づき、互いを受容しつつ協調発展してきた文化であり、「それゆえ、途切れることなく受け継がれてきた」、とは言うものの、多民族国家としての真に平等なシステムの完成には程遠い。

第四に、交通システムや通信システムの発達による国内のネットワーク化、経済の一体化と、それゆえに促進される各地域の特色ある発展である。この点は多くの国境地帯における周辺諸国との関係においても発生している。それを更に敷衍すれば“一带一路”政策とも連動していると言えよう。彭竜北京外語大学学長は周辺外交という国家戦略をよりしっかり支えるために北京外語大学は“非通用言語”（マイナー言語の意。“小語種”とも）関係の人材育成・蓄積に力を入れる」と述べている。

2015年時点で同大学にはすでに全国の大学で最多の64の外国語専攻（EU加盟国の公用語24種、ASEAN10カ国の公用語を含む）が設けられ、また、22の“小語種”において全国唯一の拠点になっていた。こういった動きには相互文化理解における言語の重要性を力説する習近平の考えが色濃く反映されている。

中国語研究の泰斗、陸儉明北京大学教授は、2016年2月17日付人民日報に「言語能力は国家の総合的実力の向上に関わる」という一文を載せ、“一带一路”に関連して、「政治上で相互に信頼し、経済が融合し、文化的に包容し合う利益共同体・運命共同体・責任共同体を構築するには“五通”（政策・インフラ・貿易・通貨・民心の疎通）を実現させなければならず、その基礎となり前提となるのが「言語による疎通」である、と主張した。

世界には6~7000種類の言語があると言われるが、その94%の言語の使用者の総和は人類全体の6%に過ぎない。そういった絶滅危惧種ともいえる言語の多くが“一带一路”にも存在しているが、これらの言語が担っている文化と歴史は、使用地域や使用者の多寡と関係なく大切だ、という中国の主張は傾聴に値すると同時に、こういった政策の推進による様々なボーダレス化もまた、複合文化である中国伝統文化の再構築に甚大な影響を及ぼし、理念の革新を求めらるだろう。

この潮流に掉さす中で最大の問題は、情報が命である新産業革命の真っ只中で強力な情報体制を敷くことによる内圧の上昇がいつ限界に達するか、いかにしてそれをソフトランディングさせるか、という点であろう。中国社会はまだ近代社会としては未成熟であり、その図体の大きさや多様性、地域格差を見ても、今後一定期間、強力な統治権力を必要としていることは認めなくてはならない。その一方で、成熟への道を歩むため常に一定のプレッシャーは必要になる。しかし、そのプレッシャーは、基本的には外圧によるのではなく、自らが自らに課すものでなければならない。習近平政権が唱える伝統文化の再構築にその点に関し矜持し得る見識を取り込めるか、まさに彼の「核心」としての鼎の軽重が問われるであろう。

## おことわり

本稿では、中国語語彙については、一般読者の利便を考え、意を以って日本の当用漢字表記に改めた。その一方で、研究者が原文資料を探索しやすいよう、基本的には日訳せず、中国語の形で提示したが、一部については必要度を鑑み、日本語訳も付記した。

## 主要参考資料(中国書の書名は中国語簡体字表記)

### 一般著作

林汐主編『非公有制经济组织和新社会组织党务工作通用规范与实务精编』人民出版社2013年3月

陳錫喜主編『平易近人-习近平的语言力量』上海交通大学出版社2014年11月

范迪軍・楊剛勇主編『中国经济「新常态」案例选编』国家行政学院出版社2015年5月

田雪原 著『大国之路-21世纪中国人口与发展宏观』中国社会科学出版社2016年12月

中国研究所編『中国年鑑2017』明石書店2017年5月26日

夏 凡 著『鏡子里的中国』貴州人民出版社2017年6月

林幸秀 著『中国科学院』丸善プラネット2017年10月10日

李德順 著『中国文化論』第二版2010年再修訂版(訳書:2017年10月かもがわ出版)2017年10月10日

肖敏捷 著『中国、新たな経済革命』日本経済新聞社2017年12月13日

王 冰 著『中国共産党とメディアの関係』明石書店2018年1月31日

### 自著

三瀧正道他『中国における民間活力の導入』麗澤大学経済社会総合研究センターNo.71、2016年3月20日

三瀧正道著『中国時事問題解説』第15巻、麗澤大学経済社会総合研究センター2017年6月1日

三瀧正道監訳『いま中国の真実は』僑報社2017年7月12日

三瀧正道時事コラム『現代中国放大鏡』(<http://www.chinavi.jp/Koramu.html>)

### 新聞

人民日報・日系主要各紙2014年～2017年関連記事

# 中国鉄鋼業の現況と課題

## 産業政策の策定と実施に垣間見られる伝統的手法を視点として

金子伸一

### はじめに

2013年に発足した習近平(2013年3月に国家主席就任)・李克強(2013年3月に国務院総理就任)の新政権は発足当初から前政権が解決できなかった課題の解決に向けて取り組むこととなった。高度成長の時代は終わったという認識を共有する中で「新常态」という概念が生まれ、これに適う改革を進める姿勢を示しつつ、需要不足で低迷する経済には「供給側(サプライサイド)改革」という政策で臨み始めた。製造業者の統合や業界再編、供給する商品構成の高度化、技術開発力の強化などの施策が提起されたが、なかでも重点が置かれたものの一つが過剰生産能力の削減だった。生産能力が過剰となり設備稼働率が低く利益を上げられない産業として真っ先に名指しされたのが鉄鋼業である。

装置産業の代表とも言える鉄鋼業のような伝統的製造業は、産業政策を通じ、政府の管理が比較的行き届きやすいものとされている。国家経済の工業化を成し遂げるために、台湾や韓国においても独裁的な政治体制の下で国策として鉄鋼メーカーを育成し鉄鋼業界を管理していた時代がある。台湾では、1971年に国策で中国鋼鉄を設立し、1977年には国営事業と位置づけ1995年の民営化まで政府が直接経営を行い年間粗鋼生産量1000万トンの台湾随一の鉄鋼メーカーに仕立て上げた。韓国では、1968年に浦項総合製鉄(現在のPOSCO社)を設立し、2000年に民営化するまで国策によって設備の増強が図られ年間粗鋼生産量2800万トンという世界のトップクラスの鉄鋼メーカーに育て上げた。

中国の鉄鋼業は1996年に生産量において世界一となってから連続してその地位を守り続けているものの内包する課題は多く、その解決のために諸々の施策が執られてきた。本論ではそうした産業政策が執行される過程において垣間見られる伝統的手法を考察してみたいと考える。

### 一. 中国鉄鋼業における主な産業政策の変遷

鉄鋼業を直接管轄しているのは工業情報化部であるが、経済政策全般を見ている国家発展改革委員会や全ての省庁を指導監督する立場の国務院からも産業政策が公表されている。2003年3月に胡錦濤・温家宝政権が発足した頃から、鉄鋼業における主な産業政策を時系列に整理してみる。

2003年11月「鉄鋼業の盲目的投資を抑止することに関する若干の意見」《国务院办公厅转发发展改革委等部门关于制止钢铁行业盲目投资若干意见的通知》発展改革委員会が中心となって取りまとめたものを、各省・自治区・直轄市や各部局等宛に国務院が送り実行を求めた通達。

現状認識:

中国の鉄鋼業は既に世界最大の生産量を誇るまでになり経済の発展に対する貢献は非常に大きいものがあるが、近年、鉄鋼業への盲目的投資・低品質製品の生産拡大が見られる。事実、一部の地方では色々な名目で大規模な製鉄・製鋼の新規プロジェクトを立ち上げ、企業に不適切な優遇政策・税金の減免措置を与えたり、外資誘致の推奨分野案件の名義で

製鉄・製鋼プロジェクトを規則に反して許可したりして生産能力過剰を引き起こしている。2003年末には鉄鋼の生産能力が2.5億トンになると予想される中、現在建設中の新たな生産能力が約0.8億トンあるため、2005年末には3.3億トンの生産能力を有することとなる。これは2005年の需要予想を大幅に超過するものである。おおまかな統計では、更に約0.7億トン分の生産能力建設が予定されている。鉄鋼業は資源・エネルギーの使用量が多く環境への影響も大きい産業であるため、粗放型の経営・盲目的な投資は許されない。

鉄鋼業の健全な発展を促進するための意見:

1 産業政策と方向性を明示した規画作成の強化

国務院の関係機関は早急に鉄鋼業の産業政策と発展規画を作成し、構造調整・業界再編等を行うこと。

2 市場参入条件の厳格化

新規投資建設プロジェクトの最低条件を暫定的に以下の通りとする:

- 1) 焼結設備の面積は180m<sup>2</sup>以上、コークス炉の高さは4.3m以上、高炉容積は1000m<sup>3</sup>以上、転炉容積は100トン以上、電炉容積は60トン以上。
- 2) 高炉建設の場合、微粉炭吹込装置・粉塵収集装置を併設すること。大型高炉建設の場合、炉頂圧回収タービンを併設すること。コークス炉には本体建設の際に乾式消化設備、石炭装入設備、粉塵除去設備を取り付けること。転炉には本体建設の際に転炉ガス回収装置を取り付けること。電炉には煤煙粉塵回収装置を取り付けること。
- 3) 新しく建設される製鉄所の場合、製品1トンの生産に使う総エネルギーが標準炭換算0.7トン以下、製品1トンの生産に使う水の量(内部で循環利用するものを除く)が6トン以下であること。

これらの要求を満たすことができない案件は一律建設許可をしてはならない。

胡錦濤・温家宝政権が一貫して掲げた「調和のとれた社会の建設」(“和谐社会”)というスローガンは産業政策においては省エネ・環境対策を求めるものであったため、暫定ではあるものの新規製鉄所建設の最低条件が省エネ・環境対策の観点から示された。

2005年7月 「鉄鋼産業発展政策」(“钢铁产业发展政策”)

鉄鋼業の中長期的政策を国家発展改革委員会が中心となって取りまとめ国務院が承認したもの。(上記の「鉄鋼業の盲目的投資を抑止することに関する若干の意見」で指摘された「早急に鉄鋼業の産業政策と発展規画を作成すること」にしたがい取りまとめられた)

### 5つの政策目標

- 1 鉄鋼生産能力を合理的規模で維持。総合的競争力を世界のトップクラスへ引き上げる。
- 2 鉄鋼製品の商品構成調整を通じて2010年までに高級品比率を大幅に引き上げる。
- 3 業界の構造調整を通じ合併・再編を行い、企業集団を大きくし産業の集中度を高める。具体的には、2010年までに製鉄を行う企業数を大幅に減少させ、トップ10企業で全国シェア50%以上になるように、2020年には70%以上になるようにする。
- 4 鉄鋼メーカーの最適配置を目指す(原料供給・エネルギー供給の面、輸送の面、市場へのアクセス、環境への配慮等)
- 5 持続可能な発展と循環経済の考え方にに基づき、環境保護意識と資源の総合利用水準をともに向上させ、省エネとゼロエミッションに努める。

上記の3で「合併・再編により企業集団を大きくすること・鉄鋼メーカーの数を減少指摘させること・上位10社でシェア50%以上になるようにすること」という指針がしめされているが2005年年末時点の保有高炉数等の状況は以下の通りであった。

1000M3以上 81基 (32%)

300~999M3 340基 (42%)

300M3未満 710基 (26%)

合計 1,131基 (100%) 括弧内の数字は総生産力に占める比率

高炉1基当たりの平均生産量は28.5万トン/年となる。一方、日本では2005年に稼動していた高炉は合計28基(企業数5社、内容積4000M3以上が21基、4000M3未満が7基)で高炉1基当たりの平均生産量は294.3万トン/年となる。(金子伸一 2008,50~51頁)また1990年代の鉄鋼メーカー数は1000社余りであったが、2000年代に入ると2000社を超え2009年には11,000社を超えるまでになったということから察するに2005年当時は少なくとも2000社を超える鉄鋼メーカーが存在していたと思われる。(川端望 2005)

2005年12月 「産業構造調整を促進する暫定規定の公表と実施に関する決定」(“国务院关于发布实施《促进产业结构调整暂行规定》的决定”)

国務院が各省・自治区・直轄市、各部局等宛に出した通達。

循環経済と資源節約型の環境に優しい社会を作り上げることを謳っている第9条においてその重点的な対象産業として鉄鋼業を始めとする伝統的産業が取り上げられており資源浪費・高汚染・遅れた技術による製造をしているところは強制的に設備廃棄させる制度を設け、環境破壊をする企業・安全な生産ができない企業は法律にしたがって生産停止させるとしている。

環境対策・資源節約という観点ではあるが、この頃から鉄鋼業など伝統的産業の旧式設備を廃棄しなければならないという指導が始まった。

2006年3月「生産能力が過剰な業界の構造調整を速やかに進めることに関する通知」(“国务院关于加快推进产能过剩行业结构调整的通知”)

国務院が各省・自治区・直轄市、各部局等宛に出した通達。

第11次5カ年計画の任務:産業構造を戦略的に調整し国際競争力を高めることにあつたが一部の産業で盲目的な投資・質の低い生産増強が生産能力過剰の問題を引き起こしており、中でも鉄鋼・コークス・自動車等は既に明らかに生産能力過剰となっていると指摘。

主な重点施策:

1 固定資産投資のリバウンドを確実に防止すること

固定資産投資の総量を押さえ込まないと、削減した旧式設備の生産能力の復活を許してしまうため。

2 新しいプロジェクトを厳しくコントロールすること

新しい製鉄所建設プロジェクトは不許可を原則とするとした。

3 時代遅れの生産設備は廃棄すること

具体的には容量が300立方メートル以下の高炉、20トン以下の転炉・電炉は廃棄。

4 技術の改造を推進すること

具体的には方向性電磁鋼板の製造技術開発・自動車用鋼板の製造技術レベルを向上・熱間連続圧延ラインと冷間連続圧延ラインの国産化推進を行う。

5 業界の合併・再編を推進すること

大型製鉄所と同じエリアにある鉄鋼メーカーを再編し、年産3000万トン以上の鉄鋼企業グループを形成する。

2006年6月「鉄鋼業の総量コントロールと旧式設備の廃棄を行い構造調整を加速することに関する通知」(“关于钢铁工业控制总量淘汰落后加快结构调整的通知”)



2006年3月の国務院通知(「生産能力が過剰な業界の構造調整を速やかに進めることに関する通知」)に基づき国家発展改革委員会が省政府・自治区政府や地方政府の関係各機関や銀行などに鉄鋼業の生産総量を抑え込むこと・旧式設備を廃棄すること・構造調整を加速することの実施を求めたもの。

2005年に国としての「鉄鋼産業発展政策」を明示してから関係各機関の努力もあって鉄鋼業への盲目的投資が抑えられるという効果も出てきているが、一方、2005年末時点で国全体の製鋼能力は4.7億トンになっているうえ、建設中の新しい生産能力が0.7億トン、さらに建設予定のものが0.8億トン控えていて全部出そろえば6億トンを突破してしまう状況がある。

また、2003年以降、新しく生み出された製鋼能力の内、発展改革委員会・環境総局・国土資源部が許可したのは新しく生み出された製鋼能力全体の20%未満で大部分は批准も環境評価も受けずに建設されている。

その他にも公害発生源としての鉄鋼業という側面が顕著、旧式設備・小規模製鉄所による非効率な生産が顕著、大規模製鉄所を中心として産業の集中度を高める政策を掲げているが集中度を表すデータは「低下」を表している、ことなどから改めて生産総量を抑え込むこと・旧式設備を廃棄すること・構造調整を加速することの実施を求めることとした。

構造調整の具体的目標:

- \* 第11次5カ年規画(2006-2010年)の期間に、約1億トンの旧式製鉄設備を廃棄する
- \* 2007年までに5500万トンの生産能力をもつ旧式製鋼設備を廃棄する
- \* 都市部の製鉄所移転と旧式生産設備を併せ曹妃甸等の沿海部の製鉄所を建設する
- \* 鉄鋼製品の構造調整を進展させ鋼板と鋼帯の比率50/50を達成すること・統合再編を加速し産業の集中度を高め国際競争力を有する3000万トンクラスの鉄鋼企業集団2,3社と若干数の1000万トンクラスの鉄鋼企業集団を作り上げ、国内トップ10の鉄鋼企業集団で生産量の50%以上を占めるようにする

2007年8月 「旧式の高炉など廃棄した設備を他の用途に転用することを禁ずることに関する緊急通知」(“国家发展改革委关于禁止落后炼铁高炉等淘汰设备转为它用有关问题的紧急通知”) 国家発展改革委員会が地方政府と地方の発展改革委員会・経貿委員会宛てに出した緊急の通達で、廃棄処分の対象となっている製鉄設備(高炉)を合金鉄生産に転用することを禁ずる内容。

現状認識:

高炉設備でマンガン鉄が生産される際、その高炉の内容積は一般的に 100-300 立方メートル合金鉄生産用の高炉は中国国内に合計 36 基あり、マンガン鉄の生産能力は約 100 万トンあるが最近の生産量は年 60 万トン前後で、約 40%の生産能力が過剰になっている。容積が 300 立方メートル以下の高炉 300 基余りは時代遅れの設備として廃棄処分の対象にしているが一部の鉄鋼メーカーは廃棄をせず盲目的に合金鉄生産に転用している。もしも 300 基余りの高炉設備が合金鉄生産に転用されると合金鉄の生産能力は 1000 万トン増加することとなり合金鉄生産能力過剰の矛盾が激化する。

現状認識に基づく要請:

旧式の高炉設備は計画通り廃棄すること。合金鉄生産に転用は禁止する。高炉本体、送風機、焼結設備、煙突等の設備を解体し、設備があったところは更地にすることを原則とする。合金鉄生産への転用の事実があれば、改めさせること。関連の状況報告を 9 月末までに国家発展改革委員会に行うこと。合金鉄生産用に新しい高炉設備を建設することを禁止する。

2007 年 10 月 「鉄鋼メーカーの閉鎖・生産停止や旧式設備の廃棄作業を更に推し進めることに関する通知」  
（“国家发展改革委关于进一步做好钢铁工业关停和淘汰落后生产能力工作的通知”）

国家発展改革委員会が地方政府と地方の発展改革委員会・経貿委員会宛てに出した通知で、旧式の製鉄設備を閉鎖・生産停止・廃棄する作業を徹底するよう求めている。

現状認識:2007 年 4 月に発展改革委員会は河北省や山西省など鉄鋼生産量の多い 10 の省(区、市)と  
「旧式製鉄設備の閉鎖・生産停止・廃棄を約束する書面」に署名をした。

その後の進展の中で次のような問題が出てきている。

- 1 鉄鋼メーカーによっては設備廃棄の対象となっている設備を改造し、規模を拡大して廃棄を回避しようとしている。
- 2 一部のメーカーは一時的に生産を停止しているだけで旧式設備の廃棄や跡地の更地化をしていないため、いつでも生産に復帰できる。
- 3 一部のメーカーは廃棄した設備を他の地域に転売している。
- 4 鉄鋼メーカーによっては廃棄しなければならない製鉄用小型高炉で鑄鉄管や合金鉄生産に転用している。

現状認識に基づく対策:

- 1 旧式設備廃棄基準を厳格に実行すること。解体すべきは、高炉・転炉・電炉の炉体および送風機・焼結設備・煙突等の付帯設備。解体後の用地は更地にすること。

2 廃棄を回避する動きを防止すること。設備廃棄の現場に出向き監督・査察をすること。

解体する設備を中古設備として転売することを禁ずる。小型高炉を鑄鉄管や合金鉄生産に転用してはならない。廃棄対象に分類されている旧式設備を生産制限対象に変更する等の手法で設備廃棄を回避してはならない。

3 「旧式設備の解体証明」を交付すること。地方の発展改革委員会および経済委員会は設備解体後、直ぐに「旧式設備の解体証明」を当委員会に送付し、当該鉄鋼メーカー名称・廃棄した設備の規模と生産能力・廃棄した日時等を報告すること。

4 法律の執行を厳格にすること。環境保護部門は排出・排気基準を守れない企業には即刻生産停止を命じること。期限が来ても旧式設備の廃棄を行わない企業に対し、工商部門は断固として営業許可を取り消し、品質検査部門は生産許可証を取り消すこと。特に、電力部門・水道部門は電気供給・水の供給を停止する等の措置を取り、当該企業を市場から退出させること。

5 広報と世論の監督を強化すること。テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット等のメディアを利用し、設備廃棄作業の現場からの報道や進捗状況について広報させる。企業側の誤魔かし、作業の先延ばし、廃棄の回避に対しては徹底して暴き、当事者に対しては然るべき処罰を与えること。

6 検証の強化。当委員会が、環境保護、国土資源部、品質検査、工商局等の部門を組織し、各地の設備廃棄の現場に対し検証を行い、報道を通じ検証状況を公表する。

遅々として進まない旧式の製鉄設備の閉鎖・生産停止・廃棄作業に対し、中央政府が自ら現場に出向いて対応することも辞さない」と表明している内容だが、こののち景気後退への対応に追われることとなり中央政府の査察チームが現場に赴くのはだいぶ後になる。

2008年9月 「リーマンショック」が発生し世界的に景気後退が始まる。

2008年12月 中国政府が4兆元規模の総合景気対策を発表

2009年3月 「鉄鋼産業の調整・振興規画」(“钢铁产业调整和振兴规划”)

工業情報化部が策定。対象期間は2009年～2011年。

リーマンショックにより引き起こされた国際的金融危機に対応するため、党中央と國務院の経済成長を保ち内需を拡大し構造調整を進めるという要請に応えつつ、鉄鋼業の安定的運営・構造調整の加速・産業自体のレベルアップを図るため特別にこの規画が作られた。(この規画策定作業は鉄鋼業のほかにも石化産業・軽工業・設備製造業・非鉄金属産業・紡績業・電子情報産業・物流業・自動車産業・造船業に対し同様の趣旨でつくられた)

本規画が指摘している問題点:

粗鋼生産量は13年連続世界一を達成しており、21世紀に入ってからには生産量の年平均伸び率は21.1%となっている。2008年の粗鋼生産量は5億トンとなり世界の38%を占めている。しかし鉄鋼業は長期にわたる粗放的発展により積み上がった次のような矛盾が日に日に目立ってきている。

- 1 盲目的な投資が甚だしく生産能力の総量が過剰となっている
- 2 技術開発力が低い
- 3 鉄鋼メーカーの分布が適切でなく、多くの鉄鋼メーカーが内陸地域の大型都市・中型都市に偏っていて、環境への影響が大であるばかりでなく水資源・輸送条件・エネルギー供給などの制約を受けている。
- 4 産業の集中度が低い
- 5 国内の鉄鉱石資源が少なく自給率は50%に満たない
- 6 鉄鋼製品を扱う流通業者は15万社を超えており、投機的経営をする傾向が強い。

本規画の目標：

- 1 粗鋼生産量を合理的な水準に回復させる。2009年の粗鋼生産量は4.6億トン、前年同期比8%減少すると見られるが、これを2011年までに5億トン前後にする。
- 2 計画通り、2010年までに300立方メートル以下の高炉の生産能力5340万トンと20トン以下の転炉及び電炉の生産能力320万トンを廃棄する。2011年までに更に旧式の製鉄能力7200万トン・旧式の製鋼能力2500万トンを廃棄するよう尽力する。
- 3 再編などでイノベーション能力と国際競争力を有する若干の超大型企業をつくり、国内で第1位から5位の鉄鋼メーカーの生産能力が総生産能力に占める比率を45%以上とする。
- 4 技術の改善強化・技術開発の加速・生産コストの低減を図る。
- 5 自前の技術開発能力を更に高める。
- 6 省エネ・排出量削減において成果を挙げる。

2009年9月 「一部の業界の生産能力過剰と重複建設を抑制し産業の健全な発展を導くことに関する若干の意見の通知」（“国务院批转发展改革委等部门关于抑制部分行业产能过剩和重复建设引导产业健康发展若干意见的通知”）

国家発展改革委員会が中心となって策定し国務院の同意を得て、各省・自治区・直轄市、各部局等宛に出した通達。全文がA4半分ほどの分量の短いもので、2009年3月に鉄鋼業を始めとする合計10の業界で策定した「産業の調整・振興規画」をしっかりと履行するよう呼びかけるために出されたもの。その主な内容は次のようなものである。

多くの分野において、生産能力過剰問題と生産基地の重複建設問題が突出しているにも拘わらず生産能力を強化しているところが出てくる始末で、鉄鋼業やセメント業等の過剰生産能力を抱える伝統的産業が今でも盲目的拡張をしているだけにとどまらず、風力発電機製造のような新しい産業でも重複建設の傾向が出てくる。また、一部の地域では法律・規則を無視して認可をするものや、認可取得前に建設着工するもの、認可申請と並行して建設も行ってしまうものもある。各地方、各部門とも産業構造調整の重点作業として生産能力過剰と重複建設の抑制を確実に行う必要がある。

#### 2011年10月「鉄鋼業の第12次五ヵ年規画」“钢铁工业十二五发展规划”

工業情報化部が各省・自治区・直轄市の工業情報化部門、関連業界の協会、関連の中央企業宛に通知し、実際の状況に合わせて政策の実施を徹底するよう指示。

先ず第11次五ヵ年規画期間(2006－2010年)の成果として、粗鋼生産量が2005年の3.5億トンから2010年の6.3億トンに増加したこと・鉄鋼製品の品種構成や品質が改善したこと・統計対象の重点鉄鋼メーカーにおいては生産能力に占める1000立方メートル以上の高炉の比率が48.3%から60.9%に又100トン以上の転炉の比率が44.9%から56.7%になり設備の水準が大幅に向上したこと、旧式の製鉄生産能力1億2272万トンと旧式の製鋼生産能力7224万トンを廃棄したことなどが挙げられている。

一方、問題点として、鉄鋼製品の品種構成や品質を更に向上させる必要があること・北に偏っている鉄鋼メーカーの配置調整が緩慢であること・省エネ技術と排出量削減技術を更に向上させる必要があること・自ら技術開発する力が弱いことなどが挙げられている。

第12次五ヵ年規画期間(2011－2015年)の主な目標として次の6項目が挙げられた。

- 1 鉄鋼製品品質の更なる向上を図る。海外からの輸入に頼る部分のある自動車用高張力鋼板や電磁鋼板などを国内で量産化し、国産品の市場占有率を90%以上に高める。
- 2 400立方メートル以下の高炉(鋳物用銑鉄を生産する高炉は除外)・30トン以下の転炉と電炉は廃棄する。
- 3 生産能力余剰地域における盲目的な能力拡大は抑制する。湛江および防城港の高級品生産基地は完成させる。
- 4 原料である鉄鉱石や原料炭の確保
- 5 CO2排出量の少ない生産ができるよう自前の技術を創り出す

6 鉄鋼メーカーの数を大幅に減らし規模の大きな企業への集中度を上げる。生産量第1位から10位までの鉄鋼企業グループが全生産量に占める比率を現在の48.6%から60%前後にまで高める。

2013年10月 「生産能力が甚だしく過剰である矛盾を解消することに関する指導意見」(“国务院关于化解产能严重过剩矛盾的指导意见”)

国務院が各省・自治区・直轄市・国務院の各部や委員会等に宛てた通達。

国際的な金融危機の影響を受け海外市場が低迷し国内市場の需要にも翳りが出る中、伝統的な製造業に生産能力の過剰という問題が顕著になっていると指摘し措置を講じることを求めたものである。具体的には鉄鋼・セメント・電解アルミなどの業界では問題が突出し、2012年末における生産能力の利用率ではそれぞれ72%、73.7%、71.9%になっているにも拘わらず、こうした業界では今なお生産基地を建設中であつたり建設準備の最中であつたりしていると指摘している。そのため、この通達が先ず求めているのは生産能力を増やす新規プロジェクトを厳しく禁じるということと法律や関連の規則に則らずに形成された生産能力は全面的に整理すべきということで、具体的な数値目標をそれぞれの業界に課している。鉄鋼業に対しては、第12次5ヵ年規画の目標(400立方メートルの高炉・30トン以下の転炉と電炉を廃棄)を一年前倒しで達成したうえで、規画の最終年である2015年の年末までに更に製鉄能力1500万トンと製鋼能力1500万トンを廃棄するよう求めている。

2015年12月 中央経済工作会議において、「供給側改革」の主要任務は「3つの解消、1つの低減、1つの補強」(“三去一降一补”)とされた。①過剰生産能力の解消②過剰な不動産在庫の解消③過剰債務という金融リスクの解消と企業コストの低減と供給力が脆弱な部分への補強という内容で、過剰生産能力の解消が第一に挙げられた。

2016年2月「鉄鋼業が過剰生産能力を解消し困難脱却・発展を実現することに関する意見」(“关于钢铁行业化解过剩产能实现脱困发展的意见”)

国務院が各省・自治区・直轄市・国務院の各部や委員会等に宛てた通達。

経済を下押しする圧力が強まるなか鋼材市場の需要が落ち込み、鉄鋼業が成長を続ける過程で累積した矛盾が表面化しつつあるなか特に生産能力過剰が突出した問題となっているという認識のもと、これを解消するよう以下のような施策の実行を求めた。また、2016年から2020年までの5年間で粗鋼生産能力を1~1.5億トン減ずるという目標設定がされた。

\* 新しく生産能力を増やすことは厳禁

2013年10月の「生産能力が甚だしく過剰である矛盾を解消することに関する指導意見」(前出)を厳格に遂行することを求める。各部門はいかなる名義、いかなる方式でも生産能力を追加する新規プロジェクトを行ってはならない。規則に反し建設した場合には厳しく責任追及をする。既に奨励金や補助金を受け取ったり政策サポートを受けて処理した生産能力は新たな生産能力の置き換えに用いてはならない。

\* 過剰生産能力の解消:環境保護・エネルギー消費量・品質・安全・技術等に関する基準や産業政策が求める水準を達成できない生産能力は法律・関連規則に基づき市場から退出させる。なかでも400立方メートル以下の高炉・30トン以下の転炉・30トン以下の電炉等の旧式の生産設備は即刻操業を停止し解体すること。また地条鋼を生産する企業は即刻操業を停止し、設備を解体し且つ法に則り処罰を受けなければならない。

\* 自ら退出することを促す:奨励策を整備し、自主的な生産能力削減・合併再編・生産品目の再編成・設備改造・国際協力等を通じ部分的な生産能力削減を図るよう企業に促す。

\* 関連設備の解体:生産能力削減対象となり解体の諸条件がそろった場合は、製鉄設備など関連する設備を即刻解体すること。対象とはなったものの解体に向け手続き中の場合は、水や電気の供給を停止し動力設備ははずし、状況を公表して社会に監視させ企業には生産再開しないことを約束させる。

2016年11月「鉄鋼業の構造調整・高度化規画(2016-2020年)」(“钢铁工业调整升级规划(2016-2020年)”)を工業情報化部が策定。

鉄鋼業のこの5カ年計画は「第13次五カ年規画」、「中国製造2025」、「鉄鋼業が過剰生産能力を解消し困難脱却・発展を実現することに関する意見」に基づき策定された。

先ず第12次五カ年規画期間(2011-2015年)の成果として、粗鋼生産量が2010年の6.3億トンから2015年の8億トンに増加したこと・2014年には史上最高となる8.2億トンを生産したこと・中規模以上の重点鉄鋼メーカーにおいては生産能力に占める1000立方メートル以上の高炉の比率が72%に又100トン以上の転炉の比率が65%になり、生産能力の小さな設備(=旧式の生産設備)の比率が一定程度減少したことなどが挙げられている。

一方、同期間の問題点として、粗鋼の生産能力が11.3億トン前後に達する中であって生産能力の利用率は2010年の79%から2015年の70%前後に低下したこと・鉄鋼業における集中度も高まらず生産量トップ10の鉄鋼メーカーへの集中度(全生産量に占める第1位から第10位メーカー10社の合計生産量の比率)は2010年の49%から2015年の34%に下降し同期間の目標値である60%に達しなかったことなどが挙げられている。

こうした状況を踏まえ、2016—2020年の5年間では生産能力削減を第一の重点任務とし、2020年までに粗鋼生産能力を正味で1億トン～1.5億トン減少させるとしている。削減規模を見ると、2016年2月に国務院が公表した「鉄鋼業が過剰生産能力を解消し困難脱却・発展を実現することに関する意見」においても「5年以内に粗鋼生産能力を1億トン～1.5億トン減少させるとしているが、今回は「正味で減少させる」（“浄減少”）に変わったという点が異なる。

この目標達成のため次のようなことが重点施策として列挙されている。

＊新しく生産能力を増強することは厳しく禁じる。

生産能力拡大のための投資案件は全て停止し、投資は技術開発・環境対策・高度な技術を使う製造工程開発・高品質ブランド製品開発・新商品開発・サービス多様化・生産能力融通協力などに振り向ける。いかなる地方でも製鉄能力を正味で増やすことは一切許されない。製造品目構成改善プロジェクトや設備改造プロジェクトにおいては必ず生産能力を減らして置き換えなければならない。国の許可を既に取得し、地方政府に報告・登録した建設準備中或は建設中のプロジェクトであっても数量を減らして置き換えなければならない。環境問題が切実な北京・天津・河北省エリア、長江デルタ地域、珠江デルタ地域では1：1.25の比率を下回らずに減量置き換えを実施すること。2015年以前に既に廃棄した生産能力・旧式生産能力、削減済みの生産能力、奨励金や補助金を受け取ったり政策サポートを受けて処理した生産能力は生産能力の置き換えに用いてはならない。

＊法律法規に基づき生産能力を削減すること。

2016年には以下の旧式生産設備による操業を停止し解体すること。

400立方メートル以下の高炉（但し鋳物用銑鉄を使用する企業向けとして認定されている高炉は除く）  
30トン以下の転炉と30トン以下の電炉（ハイアロイ用電炉は除く）

「地条鋼」を生産する電炉は全て禁止とする。

2016年12月 中央経済工作会議において、この一年は五大任務“三去一降一補”を突破

口として「供給側構造改革」を推進し一定の成果をおさめた。2017年は更に実質的な成果を挙げるよう務める。生産能力の解消については、鉄鋼業・石炭産業において継続して過剰生産能力解消を推進していかなければならないという指摘がされた。



2017年3月 全国人民代表大会の「政府活動報告」において2016年の実績として李克強首相が鉄鋼業では一年間で6500万トン以上の過剰生産能力を解消したと述べた。また2017年は5000万トン前後の生産能力を削減するとした

## 二. 「旧式の生産能力を廃棄」(“淘汰落后产能”)という政策の検証

中国が計画経済時代から改革開放政策に転じたばかりの頃には、国営企業としての鉄鋼メーカーしか存在していなかったが、当時の最大の課題は供給力不足であり、原油等を輸出して稼いだ貴重な外貨を使い、慢性的に不足する鋼材を輸入せざるを得ない状況だった。しかしその後高度経済成長に伴う活発なインフラ投資・住宅投資を見て中小規模の民間資本の鉄鋼メーカーが乱立したため鉄鋼メーカーの数が2009年には11,000社を超えるまでになったという。<sup>16</sup> 2006年頃より過剰な生産力を適正な水準にまで絞りこむことや時代遅れの生産設備を廃棄することが政策課題に取り上げられるようになるが、「国家資本主義」ではないかと指摘された2008年のリーマンショック後に見せた4兆元の公共投資による需要創造という中国政府の迅速な政策決定と実行力をもってすれば解決は難くないと考えられた。しかし生産能力は少しずつ拡大しているようである。習近平政権が進める「供給側改革」の柱の一つにも「生産能力削減」が提起され、その主たる対象として鉄鋼業の動向が注視されているため、中央政府は「削減実績」を都度公表しているが、実態とは乖離があるという指摘も散見される。以下に政府が公表した目標や実績を抜き出して整理してみる。

2006年3月 2006年～2010年に約1億トンの旧式製鉄能力を廃棄(目標)

2007年末までに5500万トンの旧式製鋼能力を廃棄(目標)

国家发展改革委員会が省・自治区政府、地方政府の関係機関などに出した通達「鉄鋼業の総量コントロールと旧式設備の廃棄を行い構造調整を加速することに関する通知」(“关于钢铁工业控制总量淘汰落后加快结构调整的通知”)の中で、第11次五カ年計画(2006年～2010年)の期間に約1億トンの旧式製鉄設備を廃棄することと2007年までに5500万トンの生産能力をもつ旧式製鋼設備を廃棄することとした。中央政府の産業政策において初めて「旧式の生産能力を〇〇トン廃棄すべし」という数量目標が示された。

2009年3月 2009年～2011年に7,200万トンの旧式製鉄能力を削減(目標)

---

<sup>16</sup>前出の川端望著『東アジア鉄鋼業の構造とダイナミズム』

### 2009年～2011年に2,500万トンの旧式製鋼能力を削減(目標)

工業情報化部が策定した「鉄鋼業の調整・振興規画」(“钢铁产业调整和振兴规划”)の中で2010年末までに300m<sup>3</sup>以下の高炉設備を廃棄することで5,430万トン分の生産能力を削減、また20トン以下の転炉・電炉設備を廃棄することで320万トン分の生産能力を削減するという目標設定をした。更に2011年末までに400m<sup>3</sup>以下の高炉設備の廃棄と30トン以下の転炉・電炉設備の廃棄をすることで、2009年～2011年の3年間において都合7,200万トン分の製鉄能力と2500万トン分の製鋼能力を削減するという目標設定をした。

### 2011年10月 2006年～2010年に旧式の製鉄能力を1億2272万トン廃棄(結果)

#### 2006年～2010年に旧式の製鋼能力を7,224万トン廃棄(結果)

工業情報化部が策定した「鉄鋼業の第12次五カ年規画」(2011年～2015年)(“钢铁工业“十二五”发展规划”)の中で、第11次五カ年規画(2006年～2010年)期間において年間粗鋼生産量は3.5億トンから6.3億トンに増加した一方、同期間に旧式の製鉄能力を1億2272万トン、旧式の粗鋼生産能力を7,224万トン廃棄したという報告を行っている。しかし、2011年～2015年の主要目標の中に粗鋼生産量や生産能力の具体的な抑制目標は掲げられていない。唯一、「省エネ・排出量削減」の項目において400m<sup>3</sup>以下の高炉と30トン以下の転炉・電炉設備を廃棄するという目標設定がなされている。

### 2013年3月 2008年～2012年に旧式の製鋼能力を7800万トン廃棄(結果)

温家宝首相が全人代において行った政府活動報告の中で「政府は省エネ・排出量削減・生態環境保護を着実に推進し、2008年～2012年の5年間において旧式の粗鋼生産能力を7800万トン廃棄した」と公表された。

### 2016年2月 2016年～2020年に旧式の製鋼能力を1億～1億5000万トン廃棄(目標)

「鉄鋼業が過剰生産能力を解消し困難脱却・発展を実現することに関する意見」(“关于钢铁行业化解过剩产能实现脱困发展的意见”)において、國務院は2016年からの5年間で粗鋼生産能力を1億トン～1億5000万トン削減するとした。

### 2016年10月 2011年～2015年に旧式の製鉄能力を9,089万トン廃棄(結果)

#### 2011年～2015年に旧式の製鋼能力を9,486万トン廃棄(結果)

#### 2016年～2020年に旧式の製鋼能力を正味で1億～1.5億トン廃棄(目標)

「鉄鋼業の構造調整・高度化規画(2016-2020年)」(“钢铁工业调整升级规划”)において工業情報化部は、「第12次五カ年規画」が対象とした5年間(2011年～2015年)において、旧式の製鉄能力を9,089万ト

ン、旧式の粗鋼生産能力を9,486万トン廃棄したものの2015年末の粗鋼生産能力は約11億3000万トンにまで伸長するという矛盾を抱えることとなったと報告。2020年までの5年間に粗鋼生産能力を正味で1億トン～1.5億トン減少させるという目標設定を行った。

2016年11月 **2016年の生産能力削減目標4,500万トンを2カ月前倒しで達成した**と国家発展改革委員会が公表。

ただメディアは「2016年の鉄鋼生産能力は減らず逆に増えた」と反論した<sup>17</sup>。国際環境保護団体グリーンピースと中国の鉄鋼市場情報サイト「中国聯合鋼鉄網」が2017年2月13日に公表した「ヒアリング 2016年中国鉄鋼業の生産能力削減」という研究報告の内容を参照し、2016年に26の省・自治区で削減した粗鋼生産能力は8,491.75万トンだったが、その72.48%にあたる6,154.50万トンは「無効生産能力」であるとした。(この研究報告では、2016年6月以前に生産を停止した設備の生産能力を「無効生産能力」としている)本来の意味で能力削減したものは27.52% 2,337.25万トンに過ぎない。その上、設備更新による生産能力の増加が580万トンあることと、大まかな統計ではあるが停止中だった高炉120基の内62基が再稼働したため之に対応する形で約5,416万トンの粗鋼生産能力も再稼働した。政府は8,500万トンの削減をしたと発表したが、実際は3659万トンの生産能力純増となっているという主張である。(580 + 5416 - 2337 = 3659)

2017年3月 **2016年に鉄鋼生産能力を6500万トン以上削減(結果)**

**2017年に5000万トン前後を削減(目標)**

全国人民代表大会の「政府活動報告」において李克強首相が述べたもの。

2018年2月 **2017年に鉄鋼生産能力を5000万トン以上削減(結果)**

工業情報化部の苗部長が5000万トンという削減目標を超過達成したと発言した。<sup>18</sup>

2006年から2018年2月までのものを整理してみたが、先ず指摘すべきは目標の設定期間と結果報告をする際の対象期間にズレが生じているものが多く、目標の達成度がどの程度なのかが分かりにくく、目標設定と結果の検証に連続性がないように見える点である。欧米流マネジメントでは定番の「目標管理」の方法、「Plan(計画)Do(実行)Check(評価)Act(改善)サイクル」そのものは中国の政策当局も行う

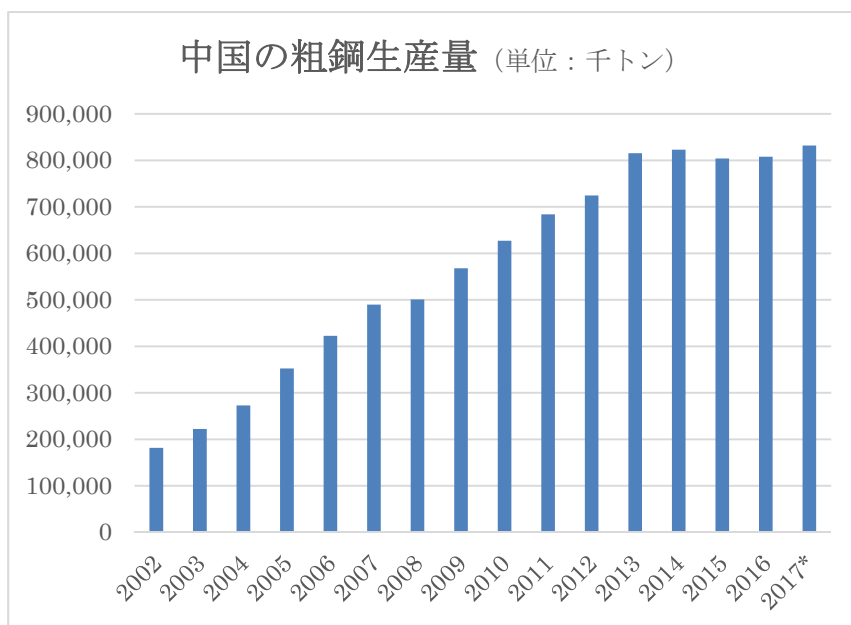
---

<sup>17</sup> 2017年2月13日の雑誌『財経』の記事

<sup>18</sup> 2018年2月5日付「人民日報」

ていると思われるが、大まかで大らかな運用になっている嫌いがある。「製鉄能力」と「製鋼能力」という言葉は廃棄する対象設備がそれぞれ「高炉」と「転炉・電炉」となるため使い分けすることが求められるが

最近「鉄鋼生産能力」という定義が曖昧な言葉が使われることも多くなっている。この「鉄鋼生産能力」は「製鋼能力」を意味しているのとらえ、上記の公表結果にしたがい2006年から2017年までの「製鋼能力」の削減量を合計すると2億8210万トン(7224 + 9486 + 6500 + 5000 = 28,210)となり、日本全体の粗鋼生産量の2年分を超える膨大な数値であるが以下の表とグラフからも明らかのように中国の粗鋼生産量は2006年の4.2億トンから2017年の8.3億トンにほぼ倍増していることからして製鋼能力は実質的に増強されたと言えることができる。



出所: 国民経済和社会発展統計公報

### 三. 産業政策の策定と実施の過程に垣間見られる伝統的なもの

#### 1) 集計される数字自体の信憑性

上述したように、李克強首相が政府活動報告において「2016年には鉄鋼生産能力を6500万トン以上削減した」と述べたり、工業情報化部の苗部長が「2017年には5000万トンという削減目標を超過達成した」と述べたりしているが、こうした削減実績は地方政府から報告される数字を合計したものと理解されている。これは中国のGDPの集計方法と同じ手法であるため、地方政府がGDPの水増し報告をしているのではという同様の疑念が存在している。李克強首相も遼寧省共産党委員会の書記を務めていた際には、地方から上がってくるGDPの数値よりも、電力消費量の増減・鉄道貨物輸送量の増減・銀行融資残高の変動から構成される指数の方が経済状況を反映していて信頼できると述べたことがある。その後この指数は

「李克強指数」と呼ばれるようになったが、こうした実態は中央政府の官僚と地方政府の役人間では暗黙の了解事項となっているようだ。

## 2) 産業政策であるにもかかわらず言葉の定義が明瞭でない

上述一.の 産業政策の変遷で見たように、政策文書の中では「旧式の生産能力を廃棄する」（“淘汰落后产能”）と「過剰な生産能力を解消する」（“化解过剩产能”）という文言が頻繁に出てきているものの何をもって「旧式の生産能力」とするのか、「適正な生産能力」とはどういうものかといった明確な定義づけはされていない。

前出の雑誌『財経』の記事の中では、これらは異なる2つの概念だと断ったうえで、「旧式の生産能力」とは2011年までに廃棄すべきとした400m<sup>3</sup>以下の高炉・30トン以下の転炉と電炉を指しているとしている。（2009年3月に工業情報化部が公表した「鉄鋼業の調整・振興規画」の中で提起された廃棄対象のことで2006年3月の「生産能力が過剰な業界の構造調整を速やかに進めることに関する通知」容量が300m<sup>3</sup>以下の高炉、20トン以下の転炉・電炉は廃棄としていたものの基準を少し上げたもの）

そもそも何故、管理しやすい「生産量」ではなく、原料の品質や投入量・人員投入量・人員のシフトの組み合わせ等によってアウトプットが変化する変動要因の多い「生産能力」を管理対象とするのかが分かりにくい。高度経済成長が終わりつつあった1980年代初頭の日本においても鉄鋼の過剰供給力をどう調整するかという課題に取り組まざるを得ない時期があった。産業政策を司る当時の通産省は大手鉄鋼メーカー8社の経営幹部と定期会合を持ち、3カ月ごとに粗鋼生産量の目安を提示することで協調減産に誘導する行政指導を行ったと言われている。後に公正取引委員会から「業界のカルテルを助長する官製談合ではないか」と疑念をもたれたことや時代の変化の中で「談合」と見られかねない日本式の行政指導は姿を消したが、当時は計画経済かと思われるほど協調減産が維持された<sup>19</sup>。

言葉の定義が明確でないということは裏を返せば解釈の余地が大きいということでもあり、行政機関の上下を問わず裁量でできる範囲が広いというメリットもある。加藤弘之はルール曖昧さというものを中国の制度の特徴の一つに挙げている。法律・政策規定は、執行主体の自由度を担保するために意識的に曖昧にされ、法律・政策の解釈についてはグレーゾーンの幅が大きく、解釈の正しさは時と場所によって変化すると指摘している。（加藤弘之 2013）裁量でできる範囲が広い或いはグレーゾーンの幅が大きいということは中国経済が新しいことを食欲に試し経済成長を維持しようとする活力源になっている反面、政策等で提示されるルールは為政者の解釈でどのようにでも運用されることを知っているが故にルールを遵守する動機付けが薄らいでいるとも言える。

## 3) 「地条鋼」を生産する不法業者とそれを許す土壌

<sup>19</sup> 1981年1月7日付「日本経済新聞」の記事「裁判—鉄鋼行政、『法律なき指導』にメス」

「地条鋼」とは容積が5トン程度の非常に小さな電気炉で鉄くずを溶かして固めただけの鉄筋や角鉄を指している。主に住宅建設に使われるもので、行政への工場建設認可申請もせず、したがって営業許可も取らずに小規模なヤミ業者が生産・販売しているものである。しかし政策文書で「地条鋼」という表現を使って直接触れたのは2016年11月「鉄鋼業の構造調整・高度化規画(2016-2020年)」が初めてのようであり、その内容は「地条鋼」を生産する電炉は全て禁止するというシンプルなものであった。

中国鉄鋼工業会によると地条鋼を生産するヤミ工場は全国に約500社あり生産能力は1億1900万トンに及び一年間の生産量は1億トンを超えているようだ<sup>20</sup>。とは言ってもこれはヤミで生産されているものゆえ政府統計にこの数量は反映されていない。当然品質は悪く強度が足りないという問題を有する製品であるが低価格を武器に市場を奪っている。毛沢東政権下で「土法炉」<sup>21</sup>の歴史的経験を共有しているという土壌や品質の悪いものも“差不多”(「大差ない」)という伝統的庶民感覚で受け入れてしまう土壌がヤミ業者を生んでしまっているのかも知れない。

※「江蘇省徐州市新沂市瓦窯鎮の江蘇華達鋼鉄有限公司」の例

2017年1月20日に「人民日報」が「違法操業6年の江蘇華達鋼鉄 国務院通達で灰塵と化す」と題してヤミ業者摘発事件を報道した。記事の概略は次の通り。

2010年設立の江蘇華達鋼鉄は6年間にわたって「地条鋼」を不法に製造・販売してきた。このことが2016年7月29日にメディアによって暴露されると、翌30日より新沂市は同社の工場を取り壊す作業に入り、一ヶ月も経たない内に工場は跡形もなく撤去された。また、新沂市は8月に入ると市内全域をしらみつぶしに調査し、瑞新金属社と盛瑞金属社の2社も違法操業を行う小規模鉄鋼メーカーであるとして取り壊し・撤去の作業をおこなった。

江蘇華達鋼鉄は2010年8月から2016年7月末までに「項目建議書」の申請もせず「環境評価」の手続きも行わず不法に累計17.5万トンの「地条鋼」を生産し約6.4億円の販売収入を得た。こうしたことを可能にした背景には、地方政府が財政収入を求めあまり、上からの指示を頑なに拒むことや企業側も度々代表者を替えることで行政の管理監督を逃れようとするところがある。

2013年に江蘇省政府や新沂市の上部組織にあたる徐州市政府は新沂市に対して同社に対する取締りを命じていたが、新沂市政府や瓦窯鎮政府はこれを無視して同社を存続させていた。徐州市政府は2015年に同社を閉鎖するよう指示したが新沂市政府や瓦窯鎮政府は様々の理由を並べて閉鎖指示を断ったどころか鎮政府は町の財政を支える企業として何度も特別貢献賞を与えていた。

---

<sup>20</sup> 2017年6月6日付「読売新聞」

<sup>21</sup> 毛沢東が指導した製鉄運動において使われた原始的な溶鉱炉のこと。

雑誌「日経ビジネス」の記者が2017年3月に現地を訪れたところ工場上屋も撤去され、門柱に「土地貸します」の張り紙があるのみだったと報じている。<sup>22</sup>

国務院はこの事件の重大性に鑑み、2016年12月29日に各省、自治区、直轄市政府、国務院の各部各委員会、その他の直屬機関宛に「江蘇華達鋼鉄有限公司と河北安豊鋼鉄有限公司の違法行為調査処分状況に関する通達」と題する通達(国办发[2016]101号)を出した。その中で、国家発展改革委員会・工業情報化部・国土資源部・環境保護部・住宅都市建設部・工商総局・品質検査総局・安全監督管理総局・銀行業監督管理委員会・鋼鉄工業協会等からなる国務院調査チームを組織し、江蘇省の協力の下、監察部と共同で調査・処分をおこなったとして結果を公表している。

調査の点では、江蘇省省内全域でローラー作戦による調査をおこなった結果、「地条鋼」を違法に製造・販売する企業、計63社(生産能力合計1233万トン)をあぶりだしたという。省別の粗鋼生産量において江蘇省は河北省に次ぐ第2位で年間1億トン余りを生産している。(2015年の中国統計年鑑によると、河北省1億8530万トン、江蘇省1億196万トン、遼寧省6508万トン、山東省6411万トン、山西省4325万トンの順位)華達鋼鉄の違法行為をメディアが暴くことがなければ中央政府が調査に乗り出すこともなく、中央政府が動かなければこれらの企業の生産能力や鋼材の生産量は政府統計の枠外に存在し続けたであろうという点が興味深い。これらの企業は主に徐州市・連雲港市・淮安市・宿遷市・塩城市・泰州市・鎮江市・常州市・無錫市・蘇州市などに存在しており、江蘇省は既にこれらの企業に対する処分をおこなったとしている。

また、この国務院通達は華達鋼鉄事件の問題点を3つ指摘している。

1つは、職責を果たしていないということ。地方政府及び職能部門が華達会社の違法生産行為を発見できなかったというところに職責を全うしていないという問題が存在しているとしている。このため江蘇省副省長を過失記録処分とした。

2つめは、国の政策を徹底して実行することに力を尽くしていないこと。生産能力削減を実施していく中で、江蘇省の関係部門がきちんと監督をしなかったため一部の県・鎮が規定通りに政策を実行しないということが起こったとしている。

これにより111名の責任者を処分。その内、幹部6名の処分は、江蘇省品質技術監督局副局長と徐州市市長が過失記録処分、江蘇省発展改革委員会副主任と経済情報化委員会副主任と徐州市副市長が重過失記録処分、新沂市党委員会書記が嚴重警告処分。

処分の重さは重い順に、重過失記録処分 > 過失記録処分 > 嚴重警告となる。

3つめは、「地条鋼」生産企業の真相が不明だったこと。2016年5月に江蘇省が送付してきた「鉄鋼の過剰生産能力解消に向けた方案」の中には「地条鋼」生産企業が記載されておらず、華達会社の違法行為

---

<sup>22</sup> 2017年4月17日「日経ビジネス」

が暴露された後、国家発展改革委員会と工業情報化部が江蘇省に対し8月15日までに省内「地条鋼」生産企業の調査報告をするよう求めたが、中央政府の調査チームが到着するまでに報告は上がってこなかったとしている。

華達鋼鉄事件に関する国務院通達において指摘された問題点には、江蘇省の対応や監督が適切でないとしているものが目立ち、処分されたという111名の内6名の役職名が公表されたがその中にはもぐり企業の不法な生産活動を認め、財政貢献度が高いとその企業を表彰までしていた鎮政府関係者の役職名は見当たらない。鎮政府側が上部機構からの「工場閉鎖指示」を無視したり抗ったりした理由は明確で、不法操業であろうと鎮政府の財政に貢献してくれる企業を潰したくないということに尽きると考えられる。或は、公表されていない105名の中には鎮政府関係者も含まれているのかも知れないが、中央政府から見た場合に罪が重いのは飽くまでも江蘇省政府 > 徐州市政府 > 新沂市政府の順である。

国家発展改革委員会が政策指示を出す相手は江蘇省発展改革委員会であり、工業情報化部が鉄鋼業などの産業政策の実行を委ねる相手は江蘇省経済情報化委員会である。品質検査総局は地方で製造される工業製品が「国家規格」の基準を満たしているかどうかのチェックを江蘇省品質技術監督局に委ねている。これと同様に、省政府は地級市政府を管理監督し、地級市政府は県級市政府などの下部機構を管理監督するのが中国の行政制度であり産業政策もこのシステムを使って浸透が図られる。そして中央政府が出す政策やその関連の通達はほとんどの場合、罰則・罰金が明記されたものでも「命令」でもなく単なる「指導」ではあるが、時折中央政府の委員会・部局が横断的に編成した査察チームが現地調査に出向き、「指導」が末端の現場まで行き届いているかどうかを調査することがある。華達鋼鉄事件においては国務院調査チームが組織され江蘇省に派遣されたが、これは2007年10月の「鉄鋼メーカーの閉鎖・生産停止や旧式設備の廃棄作業を更に推し進めることに関する通知」において国家発展改革委員会が調査チームを組織し各地に赴き旧式の生産能力の廃棄状況を調査する旨予告していたことに基づいて派遣されたというようにも理解できる。

いずれにしても、中央政府から現地に合同調査チームが赴いた場合、これまでの「指導」に背いたとして「処分」を受けることとなる。一種の「見せしめ」として厳しい処分を下し政策や通達内容の浸透を図る伝統的手法の一つである。これには一定の効果がある。実際、山東省の発展改革委員会は、2017年9月に省内でローラー作戦を展開し「地条鋼」を生産・販売する不法企業37社(合計の生産能力675万トン)を厳しく処分したと公表した<sup>23</sup>。また四川省の経済情報化委員会は2017年の一年間で違法な鉄鋼生産能力1000万トンを削減し「地条鋼」を徹底的に取り締まったと公表している<sup>24</sup>。

---

<sup>23</sup> 2018年1月9日「新華社ネット」

<sup>24</sup> 2018年1月11日「新華社ネット」



#### 4) 規則を軽視し既成事実を積み上げる業者とそれを許す土壌

「江蘇華達鋼鉄有限公司と河北安豊鋼鉄有限公司の違法行為調査処分状況に関する通達」で触れられているもう一つの事件、河北省の鉄鋼メーカー河北安豊鋼鉄有限公司の件の概要は当該通達によると次のようなものである。

##### (一) 調査状況

安豊社は河北省秦皇島市昌黎県にある鉄鋼メーカーで、2015年末時点の総資産は140億元、従業員10,350人。通達公表時点での銑鉄生産能力は724万トン、粗鋼生産能力816万トン。2016年1月から10月の売り上げが106億元。2015年8月、安豊社は2億6800万元で同じ県内の順先社から生産能力の「杵」を購入した。安豊社は購入したこの「杵」と自社の高炉を廃棄することから転用する生産能力杵を使い、1206立方メートルの高炉1基と100トン転炉1基を新しく建設する計画だった。

安豊社は生産能力杵置き換え手続き・プロジェクト申請手続き・環境影響評価・土地利用手続き・建設計画申請手続き・施工審査手続き・安全確保手続き等が履行されていない状況下、2015年8月に勝手に建設工事を開始した。

2016年5月、昌黎県人民政府に工事の停止を命じられた時点において、安豊社は既に6億9100万元(生産能力の杵の購入費を含む)分の投資を済ませ、1200立方メートル級の高炉1基の本体と一部の附属設備の建設工事を基本的に完成させ、100トン級転炉1基の溶融炉取り付けを済ませ、もう1基の100トン級転炉の基礎工事を終わらせていた。

##### (二) 主な問題

安豊社の新しい製鉄所建設は、公然とした規則無視・認可前着工・たちの悪い手法・他への影響が甚大で鉄鋼業界が進める過剰生産能力解消作業を妨害した。生産能力削減作業において関係する地方政府に以下のような問題があることをこの事件も暴露している。

###### 1 甚だしい監督不行き届き

鉄鋼業の生産能力削減作業に対する河北省、秦皇島市及び昌黎県の認識・真剣さが全くなく、地元鉄鋼メーカーに対し管理監督を行っていないため、安豊社が2015年8月より建設工事を開始したことを関係機関は2016年5月になって初めて知り行政的措置をとった。

###### 2 規定に則した報告をあげていないこと

2016年4月、国家発展改革委員会・工業情報化部・国家エネルギー局は地方政府に通達を出し、6月10日までに鉄鋼業・石炭産業における違法建設プロジェクト処置状況を報告するよう求めた。河北省の関係機関は安豊社の違法行為を見つけたが、この規定に則した報告をあげていない。

###### 3 低い行政効率

河北省、秦皇島市及び昌黎県の関係機関は安豊社が生産能力置き換え申請を行った際、「行政のスリム化と権限移譲、監督管理能力強化と権限委譲の両立、サービス水準向上」と「基準の明確化・手続き短縮・迅速サービス」という要求に照らして職責を果たすことなく、企業に対するサービスを主体的に行っていない。安豊社は2015年10月に関係機関に生産能力置き換えの申請を開始したが現在まで関連の行政手続きは終了していない。

### (三) 処分

- 1 河北省政府は厳しく自己批判した報告書を国務院に提出すること
- 2 安豊社の違法な製鉄プロジェクトに対し、関係する担当部門は監督不行き届きが甚だしく、行政効率も低い。河北省政府及び関係する市政府、県政府には職責を尽くしていない行為が存在した。「行政機関公務員処分条例」第20条第4項と第14条第1款の規定にもとづき重い監督責任を負う河北省副省長の張傑輝に警告処分を与える。
- 3 関連の規定にもとづき河北省より27名の担当者に対し責任追及を行う。その中の5名の幹部については次のようにする。河北省発展改革委員会副巡視員の高俊钊、河北省工業情報化庁副庁長の周軍堂、秦皇島市市長の張瑞書に過失記録処分を与える。秦皇島市常務副市長の薛永純に重大過失記録処分を与える。昌黎県党委員会書記の劉学彬に嚴重警告処分を与える。市、県、村のその他の関係する責任者には河北省が法律法令にもとづき処分を行う。このほか法律法令にもとづき安豊社の関係者の責任を追及する。
- 4 安豊社事件により暴露された管理不行き届き・低い行政効率の問題に対しては、速やかに改善実施案を策定することと法律法令にもとづき安豊社の違法プロジェクトを処理することを河北省に命じる。

この通達では最後に二つの事件の総括と今後について次のようにまとめている。

- \* 二件の違法行為に関し厳しい処分と責任追及を行う中で、党中央と国務院が供給側構造改革を更に推進し過剰な生産能力の解消と旧式の生産能力の廃棄を徹底して進めていくという本気度を具体的に示した。各地・各部門には揺らぐことなく過剰な生産能力の解消と旧式の生産能力の廃棄の任務を果たすことが求められている。
- \* 関係部門は生産能力削減の作業を全面的に見直す中で管理の弱い部分を突き止め改善し旧式の生産能力の廃棄を徹底しなければならず偽計を弄することは許されない。違法な製鉄所建設は固く禁止し、生産能力を一方で減らし、もう一方で増やすということを決して許してはならず、必ず本当に削減・廃棄をしなければならない。

地方政府の官僚の評価は従来の「GDPを増やすことができたかどうか」と「財政収入を伸ばすことができたか」で判定されるというものに近年は「環境問題の改善」が加わったとされるが、長年にわたって地方政府間で経済成長競争を続けてきているため、中央政府の「政策」が管轄地のGDPや財政収入を減らすことにつながる場合には地方政府側は「対策」を講じざるを得なくなる。大連市共産党委員会党校の宮希魁は2011年に、地方政府が会社化する傾向にあるという趣旨の文章を続けて公表した。（「炎黄春秋」に『評地方政府的公司化傾向』，「财经问题研究」に『地方政府公司化傾向及治理』）「会社化」とは、地方政府がその地方のGDPを会社という売上高とみなし、財政収入を会社という利益とみなし、他の地方政府への競争心をむき出しにして投資活動を行っている状況を指している。鉄鋼企業城下

町の現状レポートとして、米ニューズウィーク誌は「環境基準順守よりも、市政府は財政収入最優先・労働者は失職しないことが最優先」と河北省承德市をとりあげ<sup>25</sup>、英エコノミスト誌は「市況が良くなれば、旧式設備を深夜に再稼働させて稼ぐことが常態化している」と河北省唐山市をとりあげた<sup>26</sup>。これらのケースでは、地元政府は雇用維持のためにも地元の鉄鋼メーカーをサポートせざるを得ない状況が続いていると分析されている。

二つの事件の総括する言葉として「違法な製鉄所建設は固く禁止し、生産能力を一方で減らし、もう一方で増やすということを決して許してはならず、必ず本当に削減・廃棄をしなければならない」と通達は述べているが、新規の製鉄所建設に関する中央政府の物の言い方も一貫したものではない。

2003年11月の通達は「設備条件を満たすことができない案件は一律建設許可をしてはならない」としたが、2006年3月の通達は「新しい製鉄所建設プロジェクトは不許可を原則とする」と緩和。

2006年6月の通達は「都市部の製鉄所移転と旧式生産設備棄を併せ曹妃甸等の沿海部の製鉄所を建設する」とした。これは2008年開催の「北京オリンピック」に向けた環境対策の一環として北京市内で操業していた国有企業「首都鋼鉄」を河北省唐山市の沿海部の曹妃甸地区に移転・増強する計画と中央政府側が新規の製鉄所建設を考えていることを示唆するものになった。

2011年10月に公表された鉄鋼業の第12次五ヵ年規画では「生産能力余剰地域における盲目的な能力拡大は抑制する。湛江および防城港の高級品生産基地は完成させる」とした。湛江とは国務院が管理監督する中央企業である宝鋼集団が広東省湛江市に新たに建設する製鉄所（粗鋼生産能力1000万トン/年）のことで、防城港とは同じく中央企業の武漢鋼鉄集団が広西チワン族自治区防城港市に新たに建設する製鉄所（粗鋼生産能力920万トン/年）のこと。二つとも2008年に建設計画の申請がなされ、中央政府は2009年頃まで生産能力増強は許されないとしていたが2012年に正式認可となった。宝鋼集団と武漢鋼鉄集団

---

<sup>25</sup> 2013年10月23日付「ニューズウィーク」

<sup>26</sup> 2016年10月22-28日号「エコノミスト」

は2016年にそれぞれの上場子会社を合併し中国宝武鋼鉄集団有限公司という世界第二位の粗鋼生産量(年間6000万トン余)を誇る鉄鋼メーカーに統合した。

2013年10月の通達では「生産能力を増やす新規プロジェクトを厳しく禁じる」とし、2016年2月の通達は「新しく生産能力を増やすことは厳禁」とした。

上述の経緯だけを見ると、中央政府側は自らが管理監督する国有鉄鋼メーカーの新規プロジェクトを認可した後、「新規プロジェクトは禁止」「生産能力増強も厳禁」という通達を地方政府に出している。処分を受けた安豊社の件は「安豊社の新しい製鉄所建設は、公然とした規則無視・認可前着工」が問題だと指摘されているが、2006年6月の通達の中で「2003年以降、新しく生み出された製鋼能力の内、発展改革委員会・環境総局・国土資源部が許可したものは新しく生み出された製鋼能力全体の20%未満で大部分は批准も環境評価も受けずに建設されている」と状況認識を吐露しているように、中央政府側は地方ですすんでいる新規プロジェクト建設優先の動きを早くから察知していたにも拘わらず長年にわたり放置していたとも言えるし、安豊社のようなケースは氷山の一角とも言える

## おわりに

中国鉄鋼業の産業構造変革の一つに大型鉄鋼メーカーへの集中度を高めるというテーマを掲げ続けているが、2016年11月に公表された「鉄鋼業の構造調整・高度化規画(2016~2020年)」においては「生産量トップ10の鉄鋼メーカーへの集中度(全生産量に占める第1位から第10位メーカー10社の合計生産量の比率)は2010年の49%から2015年の34%に下降し2011年~2015年の目標値である60%に達しなかった」と述べられている。

原因は色々あるだろうが、一つにはリーマンショック後に中国政府も財政出動による景気刺激策を講じてきたことが挙げられる。すなわち景気が良くなると本来廃棄対象としていた休眠設備を再稼働させたり、地条鋼生産業者に代表される小規模事業者が生産力増強を行ったりすることが考えられる。上述の三の3)や4)で見たように、中央政府の産業政策策定部署は「地条鋼」を生産する不法業者を許す土壌や規則を軽視し既成事実を積み上げる業者を許す土壌に地方政府そのものが関与していることを承知したうえで「通達」の中に諸々の警告を織り込んでいる。地方政府側はそうした警告があることは知ってはいるが、地方政府間のGDP競争・財政収入獲得競争や地方政府官僚間の出世競争など激しい競争を勝ち抜くために中国流の「対策」を講じながら対処しているというのが現実のようである。

現政権が強く訴える「供給側改革」或いは「供給側構造改革」もスローガンとしての新鮮さはあるものの政策そのものは新しいものではない。1978年から始まった「改革・開放」政策の中身の一つである国有企業改

革は今も続いていて、これは社会主義計画経済時代の「供給側」であった国有企業を市場経済に衣替えするために解体したり、民営化したり、再編したりするもので「供給側改革」と重なる部分が多いと言える。本論では鉄鋼業における産業政策を題材とした。考察は不十分なものであるが、中央政府が政策浸透のために「通達」を出せば地方政府或いは企業側は「対策」を講じるために中央政府側の規制は益々多くなり市場経済に委ねることから益々離れてしまう。巷間言われることに「米国の企業は投資家が育てた」・「日本の企業は消費者が育てた」ということがある。世界第二位の経済大国になったという事実からすれば中央政府の政策で産業構造改革や企業改革を進めるという中国流の手法は国情に合致していると認めざるを得ない部分もあるが、もう少し市場の力に委ねてみるのも一手ではないだろうか。

### 参考文献:

加藤弘之(2013)『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』NTT出版

金子伸一(2008)『中国企業の環境保全活動に関する試論』RIPESS Working Paper No. 28

『中国の環境問題を考える』

川端望(2005)『東アジア鉄鋼業の構造とダイナミズム』ミネルヴァ書房

中兼和津次(2012)『開発経済学と現代中国』名古屋大学出版会

中国人民政府のサイト <http://www.gov.cn/>

国家発展改革委員会のサイト <http://www.ndrc.gov.cn/>

中国工業情報化部のサイト <http://www.miit.gov.cn/>